

議 案 書

令 和 6 年 9 月

第 4 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
認定 1	令和5年度松山市一般・特別会計決算の認定について		1
2	令和5年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について		3
議案 104	令和6年度松山市一般会計補正予算（第6号）		5
105	令和6年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）		11
106	令和6年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）		13
107	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について		15
108	松山市手数料条例の一部改正について		17
109	松山市安岡避難地条例の一部改正について		27
110	松山市坂の上の雲ミュージアム条例の一部改正について		29
111	松山市民会館条例等の一部改正について		31
112	松山市総合コミュニティセンター条例等の一部改正について		35
113	松山市立子規記念博物館条例の一部改正について		45
114	松山市男女共同参画推進センター条例の一部改正について		47
115	松山市国民健康保険条例の一部改正について		49
116	松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について		51
117	松山市港湾施設使用条例の一部改正について		53
118	松山市海岸占用料等徴収条例の一部改正について		55
119	松山市鹿島公園渡船施設使用料条例の一部改正について		57
120	愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について		59
121	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について		61
122	工事請負契約の締結について（小野小学校13-2棟校舎長寿命化改修ほか主体工事）		63
123	工事請負契約の締結について（総合コミュニティセンターカメラホール舞台照明改修工事）		65
124	工事請負契約の締結について（坊っちゃんスタジアム外壁改修ほか工事）		67
125	市道上での事故の損害賠償額を和解により定めることについて		69
126	市道路線の認定及び廃止について		71

（追加提出予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて		
	人権擁護委員候補者の推薦について		

認定第1号

令和6年9月6日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度松山市一般・特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度松山市一般・特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 令和5年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算書
2. 令和5年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算事項別明細書
3. 令和5年度松山市一般・特別会計実質収支に関する調書
4. 令和5年度松山市財産に関する調書
5. 令和5年度松山市一般・特別会計決算に係る主要な施策の成果説明書
6. 令和5年度松山市運用基金状況書
7. 令和5年度松山市各会計決算審査意見書

令和5年度松山市各基金運用状況審査意見書

(参 照)

地方自治法（抄）

(決 算)

第233条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

(基 金)

第241条

- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場

合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

地方自治法施行令（抄）

（決 算）

第166条

- 2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

認定第 2 号

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和 5 年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度松山市公営企業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度松山市公営企業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 令和 5 年度松山市水道事業会計・簡易水道事業会計・工業用水道事業会計・下水道事業会計決算書
2. 令和 5 年度松山市公営企業会計決算審査意見書

（参 照）

地方公営企業法（抄）

（決 算）

第 30 条

- 4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

（剰余金の処分等）

第 32 条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

議案第 1 0 4 号

令和 6 年度松山市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度松山市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 5 6 8, 7 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 9, 9 4 2, 8 6 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		64,690,000 千円	810,000 千円	65,500,000 千円
	1 市民税	27,422,000	810,000	28,232,000
14 分担金及び負担金		997,847	25,218	1,023,065
	1 分担金	60,180	25,218	85,398
16 国庫支出金		53,250,210	110,181	53,360,391
	1 国庫負担金	40,020,584	13,406	40,033,990
	2 国庫補助金	13,103,686	96,775	13,200,461
17 県支出金		17,362,377	43,190	17,405,567
	2 県補助金	3,722,688	43,190	3,765,878
21 繰越金		900,000	405,147	1,305,147
	1 繰越金	900,000	405,147	1,305,147
22 諸収入		9,398,985	782	9,399,767
	5 雑入	5,347,241	782	5,348,023
23 市債		13,967,400	174,200	14,141,600
	1 市債	13,967,400	174,200	14,141,600
歳 入 合 計		228,374,142	1,568,718	229,942,860

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		17,782,573 千円	47,238 千円	17,829,811 千円
	1 総務管理費	14,534,206	8,606	14,542,812
	2 徴税費	2,134,621	38,632	2,173,253
3 民生費		110,838,025	46,630	110,884,655
	1 社会福祉費	51,197,766	46,630	51,244,396
4 衛生費		21,006,254	2,602	21,008,856
	3 清掃費	6,911,467	2,602	6,914,069
6 農林水産業費		2,769,253	508,023	3,277,276
	1 農業費	1,121,462	37,589	1,159,051
	2 農業土木費	986,004	470,434	1,456,438
7 商工費		7,901,036	84,226	7,985,262
	2 観光費	1,680,092	84,226	1,764,318
8 土木費		21,783,431	845,899	22,629,330
	1 土木管理費	675,069	63,567	738,636
	2 道路橋梁費	2,808,723	559,500	3,368,223
	3 河川費	933,404	180,000	1,113,404
	4 港湾費	629,757	17,001	646,758
	5 都市計画費	12,579,883	6,788	12,586,671

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	6 住宅費	3,456,730 千円	19,043 千円	3,475,773 千円
11 災害復旧費		1,397,847	34,100	1,431,947
	3 土木施設災害復旧費	414,500	34,100	448,600
歳 出 合 計		228,374,142	1,568,718	229,942,860

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
災 害 用 ト イ レ カ ー 整 備	令和6年度～令和7年度	35,100
S N S 子 ど も 子 育 て 相 談 窓 口 事 業 業 務 委 託	令和6年度～令和7年度	14,400
レセプト管理システム再構築業務委託	令和6年度～令和14年度	29,000
消 防 団 車 両 機 械 購 入 事 業	令和6年度～令和7年度	31,100
学 校 給 食 運 搬 業 務 委 託	令和6年度～令和7年度	47,400
給 食 運 搬 車 の 買 替	令和6年度～令和7年度	15,800

千円

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産基盤整備事業	千円 330,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 令和6年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることができる。	千円 420,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
道路建設等事業	780,000	同 上	同 上	同 上	850,000	同 上	同 上	同 上
土木施設災害復旧事業	170,000	同 上	同 上	同 上	190,000	同 上	同 上	同 上

議案第 1 0 5 号

令和 6 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市競輪事業特別会計）

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
移動式エンドレスカメラタワー購入事業	令和6年度～令和8年度	120,000 千円

議案第 1 0 6 号

令和 6 年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は，「第 1 表債務負担行為補正」による。

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市介護保険事業特別会計）

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 運 営 業 務 委 託	令和6年度～令和9年度	2, 3 3 1, 5 0 0 千円

議案第 107 号

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松山市個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「個人番号の利用」の次に「，法第 18 条の規定に基づく個人番号カードの利用」を加える。

第 5 条を第 6 条とし，第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（個人番号カードの利用）

第 5 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 18 条第 2 項第 2 号の条例で定める事務は，職員本人の確認に関する事務であつて規則で定めるものとする。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

個人番号カードを利用できる事務を定めるため，本案を提出する。

令和6年9月6日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第62号を次のように改める。

(62) 狂犬病予防注射接種証明手数料 1件につき 360円

第2条第1項第73号中「18,000円」を「19,000円」に改め、同項第74号中「11,000円」を「12,000円」に改め、同項第75号ア中「43,000円」を「44,000円」に改め、同号イ中「8,000円」を「9,000円」に改め、同項第76号ア中「22,000円」を「23,000円」に改め、同号イ中「4,000円」を「5,000円」に改め、同項第77号ア中「16,000円」を「17,000円」に改め、同号イ中「3,400円」を「4,000円」に改め、同項第78号中「3,400円」を「3,500円」に改め、同項第79号中「80,000円」を「83,000円」に改め、同項第80号及び第81号中「8,200円」を「8,300円」に改め、同項第82号中「61,000円」を「63,000円」に改め、同項第87号中「15,300円」を「15,400円」に改め、同項第111号の次に次の10号を加える。

(111)の2 農地の競売・公売に係る買受適格証明手数料 1件につき 360円

(111)の3 農地法（昭和27年法律第229号）に関する審査中・許可・届出受理済証明手数料 1件につき 360円

(111)の4 農地転用確認書・非農地現況証明書再交付証明手数料 1件につき 360円

(111)の5 耕作証明手数料 1件につき 360円

(111)の6 農地等の贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明手数料 1件につき 360円

(111)の7 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定による農業委員会のあつせん関係証明手数料 1件につき 360円

(111)の8 農用地区域内にある土地等の譲渡所得の特別控除に関する証明手数料 1件につき 360円

(111)の9 農用地等の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減措置に関する証明手数料 1件につき 360円

(111)の10 農用地区域であることの証明手数料 1件につき 360円

(111)の11 農用地区域でないことの証明手数料 1件につき 360円

第2条第1項第114号アの表中「88,000円」を「89,000円」に、「220,000円」を「230,000円」に改め、同号イの表中「66,000円」を「67,000円」に、「270,000円」を「280,000円」に改め、同号ウの表中「88,000円」を「89,000円」に、「260,000円」を「270,000円」に、「670,000円」を「680,000円」に、「890,000円」を「900,000円」に改め、同項第115号ただし書中「890,000円」を「900,000円」に改め、同項第122号の4の次に次の1号を加える。

(122)の5 宅地造成等工事証明手数料 1件につき 400円

第2条第1項第123号の表中「88,000円」を「89,000円」に、「260,000円」を「270,000円」に、「670,000円」を「680,000円」に、「890,000円」を「900,000円」に改め、同項第124号の2ア(ア)の表を次のように改める。

建て方及び住棟の総戸数	手数料	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この号、第124号の4及び第124号の11において	左の場合以外の場合

		「住宅品質確保法」という。)第6条の2第3項に規定する確認書(以下この号において「確認書」という。)又は同条第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けている場合	
一戸建ての住宅		16,400円	56,500円
共同住宅等	1戸	16,400円	56,500円
	2戸以上5戸以下	31,100円	133,100円
	6戸以上10戸以下	50,400円	212,200円
	11戸以上25戸以下	91,500円	424,900円
	26戸以上50戸以下	136,000円	746,900円
	51戸以上100戸以下	209,300円	1,282,300円
	101戸以上200戸以下	335,500円	2,347,900円
	201戸以上	417,300円	3,342,400円

第2条第1項第124号の2ア(イ)の表中「19,900円」を「22,300円」に、「73,600円」を「82,400円」に、「36,300円」を「40,600円」に、「172,800円」を「193,500円」に、「59,700円」を「66,800円」に、「276,400円」を「309,600円」に、「99,500円」を「111,300円」に、「545,900円」を「611,400円」に、「159,500円」を「178,500円」に、「977,500円」を「1,094,900円」に、「243,800円」を「272,900円」に、「1,680,500円」を「1,882,300円」に、「414,400円」を「463,900円」に、「3,109,

100円」を「3,482,500円」に,「526,100円」を「588,800円」に,「4,443,000円」を「4,976,500円」に改め,同項第124号の4ア(ア) a の表中「5,500円」を「6,100円」に,「19,200円」を「21,500円」に,「37,800円」を「41,700円」に,「10,800円」を「11,900円」に,「35,900円」を「40,200円」に,「76,000円」を「83,900円」に,「18,200円」を「20,100円」に,「51,900円」を「58,100円」に,「106,900円」を「118,000円」に,「30,100円」を「33,200円」に,「74,500円」を「83,400円」に,「150,300円」を「166,000円」に,「

50,300円	112,500円
---------	----------

」を「

55,500円	125,900円
---------	----------

」に,「215,900円」を「238,400円」に,「89,900円」を「99,300円」に,「170,500円」を「190,700円」に,「309,700円」を「342,100円」に,「142,700円」を「157,600円」に,「243,600円」を「272,500円」に,「420,400円」を「464,300円」に,「181,400円」を「200,400円」に,「315,900円」を「353,300円」に,「552,100円」を「609,800円」に,「195,200円」を「215,600円」に,「360,800円」を「403,300円」に,「649,400円」を「717,300円」に改め,同号ア(ア) b の表中「10,700円」を「11,800円」に,「119,900円」を「132,300円」に,「29,700円」を「32,800円」に,「197,500円」を「218,100円」に,「88,300円」を「97,500円」に,「307,300円」を「339,500円」に,「139,600円」を「154,200円」に,「394,500円」を「435,800円」に,「176,200円」を「194,600円」に,「471,400円」を「520,700円」に,「220,200円」を「243,200円」に,「549,100円」を「606,500円」に改め,同号ア(イ) a 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め,同号ア(イ) a の表中「10,700円」を「11,800円」に,「29,700円」を「32,800円」に,「88,300円」を「97,500円」に,「139,600円」を「154,200円」に,「

「176,200円」を「194,600円」に、「220,200円」を「243,200円」に改め、同号ア(イ) b (a)の表中「264,300円」を「291,700円」に、「420,900円」を「464,900円」に、「598,800円」を「661,500円」に、「734,300円」を「811,200円」に、「865,500円」を「965,100円」に、「987,800円」を「1,091,200円」に改め、同号ア(イ) b (b)の表中「105,500円」を「105,600円」に、「176,500円」を「176,800円」に、「285,600円」を「286,100円」に、「372,800円」を「373,500円」に、「448,000円」を「448,700円」に、「525,500円」を「526,400円」に改め、同項第124号の8中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同項第124号の9ア(ア)の表中「5,500円」を「6,100円」に、「19,200円」を「21,500円」に、「37,300円」を「41,700円」に、「20,700円」を「23,100円」に、「41,600円」を「46,600円」に、「10,700円」を「11,900円」に、「35,900円」を「40,200円」に、「74,900円」を「83,900円」に、「22,300円」を「24,900円」に、「62,000円」を「69,400円」に、「124,900円」を「139,800円」に、「49,500円」を「55,300円」に、「112,300円」を「125,700円」に、「212,700円」を「238,200円」に、「88,500円」を「99,000円」に、「170,100円」を「190,400円」に、「305,200円」を「341,700円」に改め、同号ア(イ) aの表中「10,500円」を「11,800円」に、「246,000円」を「275,600円」に、「29,300円」を「32,800円」に、「397,700円」を「445,500円」に、「87,100円」を「97,500円」に、「567,500円」を「635,600円」に、「137,700円」を「154,200円」に、「698,900円」を「782,900円」に、「173,800円」を「194,600円」に、「826,100円」を「925,300円」に、「217,100円」を「243,200円」に、「942,400円」を「1,055,600円」に改め、同号ア(イ) bの表中「10,500円」を「11,800円」に、「94,300円」を「105,600円」に、「29,300円」を「32,800円」に、「157,900円」を「176,800円」に、「87,100円」を「97,500円」に、

「255, 400円」を「286, 100円」に, 「137, 700円」を「154, 200円」に, 「333, 400円」を「373, 500円」に, 「173, 800円」を「194, 600円」に, 「400, 600円」を「448, 700円」に, 「217, 100円」を「243, 200円」に, 「469, 900円」を「526, 400円」に改め, 同項第124号の11ア(ア)の表中「5, 500円」を「6, 100円」に, 「37, 300円」を「41, 700円」に, 「41, 600円」を「46, 600円」に, 「10, 700円」を「11, 900円」に, 「74, 900円」を「83, 900円」に, 「22, 300円」を「24, 900円」に, 「124, 900円」を「139, 800円」に, 「49, 500円」を「55, 300円」に, 「212, 700円」を「238, 200円」に, 「88, 500円」を「99, 000円」に, 「305, 200円」を「341, 700円」に改め, 同号ア(イ)の表中「5, 500円」を「6, 100円」に, 「19, 200円」を「21, 500円」に, 「20, 700円」を「23, 100円」に, 「10, 700円」を「11, 900円」に, 「35, 900円」を「40, 200円」に, 「22, 300円」を「24, 900円」に, 「62, 000円」を「69, 400円」に, 「49, 500円」を「55, 300円」に, 「112, 300円」を「125, 700円」に, 「88, 500円」を「99, 000円」に, 「170, 100円」を「190, 400円」に改め, 同号イ(ア)の表中「10, 500円」を「11, 800円」に, 「246, 000円」を「275, 600円」に, 「29, 300円」を「32, 800円」に, 「397, 700円」を「445, 500円」に, 「87, 100円」を「97, 500円」に, 「567, 500円」を「635, 600円」に, 「137, 700円」を「154, 200円」に, 「698, 900円」を「782, 900円」に, 「173, 800円」を「194, 600円」に, 「826, 100円」を「925, 300円」に, 「217, 100円」を「243, 200円」に, 「942, 400円」を「1, 055, 600円」に改め, 同号イ(イ)の表中「10, 500円」を「11, 800円」に, 「94, 300円」を「105, 600円」に, 「29, 300円」を「32, 800円」に, 「157, 900円」を「176, 800円」に, 「87, 100円」を「97, 500円」に, 「255, 400円」を「286, 100円」に, 「137, 700円」を「154, 200円」に, 「333, 400円」を「373, 500円」に, 「173, 800円」を「194, 600円」に, 「400, 600円」を「448, 700円」に, 「217, 100円」を「243, 200円」に, 「469, 9

〇〇円」を「５２６，４００円」に改め、同項第１２８号ア中「１２，０００円」を「１３，０００円」に改め、同号ウ中「７，０００円」を「８，０００円」に改め、同号エ中「４，０００円」を「５，０００円」に改め、同号オ中「１０，０００円」を「１１，０００円」に改め、同項第１３０号ア中「１８，０００円」を「２０，０００円」に改め、同号イ中「１１，０００円」を「１３，０００円」に改め、同号ウ中「１２，０００円」を「１３，０００円」に改め、同項第１３２号ア中「１７，０００円」を「１９，０００円」に改め、同号イ中「１１，０００円」を「１２，０００円」に改め、同項第１３３号の表中「１３，０００円」を「１５，０００円」に、「１６，０００円」を「１８，０００円」に、「２２，０００円」を「２５，０００円」に、「３０，０００円」を「３３，０００円」に、「４９，０００円」を「５５，０００円」に、「６６，０００円」を「７４，０００円」に、「１５０，０００円」を「１６５，０００円」に、「２４０，０００円」を「２６８，０００円」に、「５００，０００円」を「５５１，０００円」に改め、同項第１３４号ア中「１７，０００円」を「１８，０００円」に改め、同号イ中「１１，０００円」を「１２，０００円」に改め、同号ウ中「１２，０００円」を「１３，０００円」に改め、同項第１３５号中「１２０，０００円」を「１３６，０００円」に改め、同項第１３５号の２中「５０，０００円」を「５７，０００円」に改め、同項第１３５号の３中「２７，０００円」を「３１，０００円」に改め、同項第１３６号及び第１３７号中「３３，０００円」を「３７，０００円」に改め、同項第１３８号中「２７，０００円」を「３１，０００円」に改め、同項第１３９号及び第１４０号中「１６０，０００円」を「１８２，０００円」に改め、同項第１４１号中「１８０，０００円」を「２０１，０００円」に改め、同項第１４１号の２中「１１０，０００円」を「１３２，０００円」に改め、同項第１４１号の３中「１５０，０００円」を「１６９，０００円」に改め、同項第１４２号中「１６０，０００円」を「１８２，０００円」に改め、同項第１４３号中「２７，０００円」を「３１，０００円」に改め、同項第１４３号の２及び第１４４号中「１６０，０００円」を「１８２，０００円」に改め、同項第１４５号中「３３，０００円」を「３７，０００円」に改め、同項第１４６号中「１６０，０００円」を「１８２，０００円」に改め、同項第１４７号中「２７，０００円」を「３１，０００円」に改め、同項第１４８号及び第１４９号中「１６０，０００円」を「１８２，０００円」に改め、同項第１５０号中「２７，０００円」を「３１，０００円」に改め、同項第１５１号から第１５３号までの規定中「１６０，０００円」を「１８２，０００円」に改め、同項第１５４

号中「27,000円」を「31,000円」に改め、同項第155号中「160,000円」を「182,000円」に改め、同項第156号中「27,000円」を「31,000円」に改め、同項第157号中「160,000円」を「182,000円」に改め、同項第158号から第160号までの規定中「27,000円」を「31,000円」に改め、同項第161号中「160,000円」を「182,000円」に改め、同項第162号中「120,000円」を「136,000円」に改め、同項第162号の2中「160,000円」を「182,000円」に改め、同項第163号ア中「78,000円」を「89,000円」に改め、同号イ中「78,000円」を「89,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同項第164号ア中「78,000円」を「89,000円」に改め、同号イ中「78,000円」を「89,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同項第165号ア中「238,000円」を「271,000円」に改め、同号イ中「238,000円」を「271,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同項第166号ア中「238,000円」を「271,000円」に改め、同号イ中「238,000円」を「271,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同項第167号ア中「78,000円」を「89,000円」に改め、同号イ中「78,000円」を「89,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同項第168号ア中「238,000円」を「271,000円」に改め、同号イ中「238,000円」を「271,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同項第169号ア中「238,000円」を「271,000円」に改め、同号イ中「238,000円」を「271,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に改め、同項第170号中「6,400円」を「7,000円」に、「12,000円」を「14,000円」に改め、同項第171号から第171号の4までの規定中「27,000円」を「31,000円」に改め、同項第171号の5中「120,000円」を「136,000円」に改め、同項第171号の6中「160,000円」を「182,000円」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(171)の7 既存建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項関係） 1件につき 31,000円

(171)の8 既存建築物の道路内における建築認定申請手数料（建築基準法施行令第13

7条の12第7項関係) 1件につき 31,000円

第2条第1項第172号中「160,000円」を「182,000円」に改め、同項第173号中「建築確認済証証明手数料」を「建築確認台帳記載証明手数料」に、「360円」を「400円」に改め、同項第174号中「建築検査済証証明手数料」を「開発行為又は建築等に関する証明手数料」に、「360円」を「400円」に改め、同項中第174号の3を第174号の8とし、第174号の2を第174号の7とし、同号の前に次の5号を加える。

(174)の2 認定長期優良住宅等証明手数料 1件につき 400円

(174)の3 道路台帳平面図原本証明手数料 1件につき 360円

(174)の4 市道認定路線証明手数料 1件につき 360円

(174)の5 都市計画証明手数料 1件につき 360円

(174)の6 境界確認済証証明手数料 1件につき 360円

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第124号の4ア(イ) a の改正規定（「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める部分に限る。）、同項第124号の8の改正規定及び同項第171号の6の次に2号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

診療所開設許可手数料、開発行為許可申請手数料等の適正化を図るとともに、証明手数料に係る対象の明確化を図るため、本案を提出する。

議案第 109 号

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市安岡避難地条例の一部改正について

松山市安岡避難地条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市安岡避難地条例の一部を改正する条例

松山市安岡避難地条例（平成 16 年条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表中「510 円」を「660 円」に，「250 円」を「320 円」に改める。

付 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

安岡避難地使用料の適正化を図るため，本案を提出する。

議案第 110 号

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市坂の上の雲ミュージアム条例の一部改正について

松山市坂の上の雲ミュージアム条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市坂の上の雲ミュージアム条例の一部を改正する条例

松山市坂の上の雲ミュージアム条例（平成 18 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「400 円」を「500 円」に，「200 円」を「250 円」に，「320 円」を「400 円」に，「160 円」を「200 円」に，「100 円」を「120 円」に改め，同表備考第 1 項第 3 号中「本市の区域内に居住する」を削る。

別表第 2 中「1，200 円」を「1，500 円」に，「8，640 円」を「10，000 円」に改め，同表備考第 5 項中「1，800 円」を「2，250 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後の会議室の利用に係る使用料であって，この条例の公布の際現に松山市坂の上の雲ミュージアム条例第 4 条第 1 項の許可に係る申請がされている利用に係るものは，なお従前の例による。

（提案理由）

坂の上の雲ミュージアムの観覧料及び会議室使用料の適正化を図るため，本案を提出する。

議案第 111 号

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市民会館条例等の一部改正について

松山市民会館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市民会館条例等の一部を改正する条例

(松山市民会館条例の一部改正)

第 1 条 松山市民会館条例（昭和 40 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中「23,620 円」を「30,700 円」に,「49,290 円」を「64,070 円」に,「61,620 円」を「80,100 円」に,「120,150 円」を「156,190 円」に,「27,720 円」を「36,030 円」に,「58,530 円」を「76,080 円」に,「73,940 円」を「96,120 円」に,「143,780 円」を「186,910 円」に,「8,210 円」を「10,670 円」に,「18,480 円」を「24,020 円」に,「45,180 円」を「58,730 円」に,「10,270 円」を「13,350 円」に,「21,560 円」を「28,020 円」に,「53,400 円」を「69,420 円」に,「3,080 円」を「4,000 円」に,「7,180 円」を「9,330 円」に,「16,430 円」を「21,350 円」に,「4,100 円」を「5,330 円」に,「20,540 円」を「26,700 円」に,「1,840 円」を「2,390 円」に,「2,870 円」を「3,730 円」に,「3,490 円」を「4,530 円」に,「1,640 円」を「2,130 円」に,「2,670 円」を「3,470 円」に,「3,180 円」を「4,130 円」に,「6,770 円」を「8,800 円」に,「2,050 円」を「2,660 円」に,「3,380 円」を「4,390 円」に,「8,620 円」を「11,200 円」に,「1,330 円」を「1,720 円」に,「2,150 円」を「2,790 円」に,「2,560 円」を「3,320 円」に,「5,440 円」を「7,070 円」に,「1,020 円」を「1,320 円」に,「1,740 円」を「2,260 円」に,「4,820 円」を「6,260 円」に,「3,590 円」を「4,660 円」に,「5,130 円」を「6,660 円」に,「1,430 円」を「1,85

0円」に、「1,230円」を「1,590円」に、「1,950円」を「2,530円」に、「2,460円」を「3,190円」に、「5,030円」を「6,530円」に改める。

(松山市北条市民会館条例の一部改正)

第2条 松山市北条市民会館条例（平成16年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「8,650円」を「11,240円」に、「16,270円」を「21,150円」に、「20,600円」を「26,780円」に、「41,300円」を「53,690円」に、「10,810円」を「14,050円」に、「19,460円」を「25,290円」に、「23,890円」を「31,050円」に、「48,820円」を「63,460円」に、「620円」を「800円」に、「940円」を「1,220円」に、「1,250円」を「1,620円」に、「2,620円」を「3,400円」に、「420円」を「540円」に、「840円」を「1,090円」に、「1,670円」を「2,170円」に、「1,360円」を「1,760円」に、「1,780円」を「2,310円」に、「3,570円」を「4,640円」に、「3,700円」を「4,810円」に、「5,350円」を「6,950円」に、「6,790円」を「8,820円」に、「13,590円」を「17,660円」に、「1,990円」を「2,580円」に、「5,250円」を「6,820円」に、「3,290円」を「4,270円」に、「4,420円」を「5,740円」に、「5,560円」を「7,220円」に、「11,120円」を「14,450円」に改め、同別表第7項中「の舞台」を削り、「30パーセント」を「70パーセント」に改め、同別表第9項第1号中「5,250円」を「6,820円」に改め、同別表第10項第1号中「10,490円」を「13,630円」に改める。

(松山市北条ふるさと館条例の一部改正)

第3条 松山市北条ふるさと館条例（平成16年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「市長が相当の理由があると認めたとき」を「規則で定める

場合」に改める。

別表第１項の表中「午後１０時」を「午後９時」に，「６２０円」を「 」
９３０円」に，「９４０円」を「１，４１０円」に，「１，２５０円」を「１，５００
円」に，「２，６２０円」を「３，６１０円」に，「１，３６０円」を「２，０４０円
」に，「１，７８０円」を「２，１３０円」に，「３，５７０円」を「４，９３０円」
に，「３，６７０円」を「５，５００円」に，「５，３５０円」を「８，０２０円」に，
「６，６１０円」を「７，９２０円」に，「１３，３３０円」を「１８，４５０円」に
改める。

付 則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

（提案理由）

松山市民会館使用料等の適正化を図るため，本案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市総合コミュニティセンター条例等の一部改正について

松山市総合コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市総合コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例

(松山市総合コミュニティセンター条例の一部改正)

第 1 条 松山市総合コミュニティセンター条例（昭和 59 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項ただし書中「国若しくは地方公共団体が使用する場合又は使用時間の超過に対する使用料の」を「規則で定める」に改める。

別表第 1 第 1 項の表中「6, 820 円」を「8, 860 円」に, 「10, 190 円」を「13, 240 円」に, 「13, 550 円」を「17, 610 円」に, 「17, 010 円」を「22, 110 円」に, 「23, 740 円」を「30, 860 円」に, 「30, 560 円」を「39, 720 円」に, 「20, 460 円」を「26, 590 円」に, 「30, 570 円」を「39, 740 円」に, 「40, 650 円」を「52, 840 円」に, 「51, 030 円」を「66, 330 円」に, 「71, 220 円」を「92, 580 円」に, 「91, 680 円」を「119, 180 円」に, 「40, 760 円」を「52, 980 円」に, 「61, 140 円」を「79, 480 円」に, 「81, 520 円」を「105, 970 円」に, 「101, 900 円」を「132, 470 円」に, 「142, 660 円」を「185, 450 円」に, 「183, 420 円」を「238, 440 円」に, 「152, 850 円」を「198, 700 円」に, 「203, 800 円」を「264, 940 円」に, 「254, 750 円」を「331, 170 円」に, 「356, 650 円」を「463, 640 円」に, 「458, 550 円」を「596, 110 円」に, 「高校生以下 50 円」を「高校生以下 60 円」に, 「その他 100 円」を「その他 120 円」に, 「910 円」を「1, 180 円」に, 「1, 320 円」を「1, 710 円」に, 「1, 830 円」を「2, 370 円」に, 「2, 230 円」を「2, 890 円」に, 「3, 150 円」を「4, 090 円」に, 「4, 060 円」を「5, 27

0円」に、「につき300円」を「につき 360円」に、「につき 810円」を「

につき 1,050円」に,	「						を	「	
	1, 5 20円	2, 0 30円	2, 5 40円	3, 5 50円	4, 5 70円	6, 0 90円		1	7
	810 円	1, 2 20円	1, 5 20円	2, 0 30円	2, 7 40円	3, 5 50円		1	5

, 9 0円	2, 6 30円	3, 3 00円	4, 6 10円	5, 9 40円	7, 9 10円	に, 「15, 280円」を「19, 860
, 0 0円	1, 5 80円	1, 9 70円	2, 6 30円	3, 5 60円	4, 6 10円	

円」に，	「	最初の 1 時間 1 5 0 円 以後 1 時間につ つき 1 0 0 円	を	「	最初の 1 時間 1 8 0 円 以後 1 時間につ つき 1 2 0 円	に改める。
	最初の 1 時間 2 0 0 円 以後 1 時間につ つき 1 5 0 円	最初の 1 時間 2 4 0 円 以後 1 時間につ つき 1 8 0 円				
	最初の 1 時間 2 5 0 円 以後 1 時間につ つき 2 0 0 円	最初の 1 時間 3 0 0 円 以後 1 時間につ つき 2 4 0 円				

別表第2第1項の表中「15, 280円」を「19, 860円」に, 「25, 470円」を「33, 110円」に, 「34, 640円」を「45, 030円」に, 「67, 250円」を「87, 420円」に, 「18, 340円」を「23, 840円」に, 「30, 570円」を「39, 740円」に, 「41, 770円」を「54, 300円」に, 「81, 520円」を「105, 970円」に, 「2, 030円」を「2, 630円」に, 「3, 360円」を「4, 360円」に, 「4, 070円」を「5, 290円」に, 「8, 550円」を「11, 110円」に, 「1, 220円」を「1, 580円」に, 「1, 930円」を「2, 500円」に, 「2, 440円」を「3, 170円」に, 「4, 990円」を「6, 480円」に, 「610円」を「790円」に, 「1,

010円」を「1,310円」に,「2,540円」を「3,300円」に,「12,220円」を「15,880円」に,「20,170円」を「26,220円」に,「24,250円」を「31,520円」に,「50,950円」を「66,230円」に,「3,560円」を「4,620円」に,「4,580円」を「5,950円」に,「5,600円」を「7,280円」に,「9,170円」を「11,920円」に,「5,090円」を「6,610円」に,「6,110円」を「7,940円」に,「8,150円」を「10,590円」に,「17,320円」を「22,510円」に,「1,830円」を「2,370円」に,「2,850円」を「3,700円」に,「3,460円」を「4,490円」に,「7,130円」を「9,260円」に,「1,420円」を「1,840円」に,「1,730円」を「2,240円」に,「3,770円」を「4,900円」に,「100円」を「130円」に改め,同別表第2項の表中「17,320円」を「22,510円」に,「32,200円」を「41,860円」に,「40,550円」を「52,710円」に,「81,820円」を「106,360円」に,「20,990円」を「27,280円」に,「35,760円」を「46,480円」に,「47,890円」を「62,250円」に,「93,640円」を「121,730円」に,「19,360円」を「25,160円」に,「37,190円」を「48,340円」に,「46,770円」を「60,800円」に,「94,350円」を「122,650円」に,「23,640円」を「30,730円」に,「41,260円」を「53,630円」に,「53,900円」を「70,070円」に,「105,670円」を「137,370円」に,「21,600円」を「28,080円」に,「42,180円」を「54,830円」に,「52,980円」を「68,870円」に,「106,890円」を「138,950円」に,「26,390円」を「34,300円」に,「46,670円」を「60,670円」に,「60,120円」を「78,150円」に,「117,890円」を「153,250円」に,「25,470円」を「33,110円」に,「47,170円」を「61,320円」に,「59,400円」を「77,220円」に,「119,420円」を「155,240円」に,「29,850円」を「38,800円」に,「52,170円」を「67,820円」に,「68,880円」を「89,540円」に,「136,240円」を「177,110円」に,「30,570円」を「39,740円」に,「52,070円」を「67,690円」に,「67,550円」を「87,

810円」に、「136,640円」を「177,630円」に、「33,210円」を「43,170円」に、「57,770円」を「75,100円」に、「78,460円」を「101,990円」に、「154,370円」を「200,680円」に、「39,430円」を「51,250円」に、「69,590円」を「90,460円」に、「89,060円」を「115,770円」に、「182,400円」を「237,120円」に、「43,610円」を「56,690円」に、「77,030円」を「100,130円」に、「102,610円」を「133,390円」に、「203,690円」を「264,790円」に、「50,950円」を「66,230円」に、「69,290円」を「90,070円」に、「134,500円」を「174,850円」に、「36,680円」を「47,680円」に、「61,140円」を「79,480円」に、「83,550円」を「108,610円」に、「163,040円」を「211,950円」に改める。

別表第3第1項の表中「29,550円」を「38,410円」に、「39,740円」を「51,660円」に、「49,930円」を「64,900円」に、「106,990円」を「139,080円」に、「35,660円」を「46,350円」に、「47,890円」を「62,250円」に、「60,120円」を「78,150円」に、「129,410円」を「168,230円」に、「25,470円」を「33,110円」に、「33,620円」を「43,700円」に、「41,770円」を「54,300円」に、「90,690円」を「117,890円」に、「30,570円」を「39,740円」に、「40,760円」を「52,980円」に、「109,030円」を「141,730円」に、「100円」を「130円」に改める。

別表第4第2項の表自動車の項中「1時間」を「45分」に改め、同表バスの項中「500円」を「650円」に、「200円」を「260円」に改め、同表備考第4号中「8,000円」を「10,400円」に改め、同別表第3項の表中「100円」を「130円」に改める。

別表第5中「200円」を「240円」に、「400円」を「480円」に、「3,000円」を「3,900円」に改める。

別表第5の2第1項の表中「4,270円」を「5,550円」に、「7,230円」を「9,390円」に、「9,780円」を「12,710円」に、「18,850円」を「24,500円」に、「5,190円」を「6,740円」に、「8,760

円」を「11,380円」に,「11,820円」を「15,360円」に,「22,820円」を「29,660円」に改める。

別表第5の3第1項の表中「8,150円」を「10,590円」に改める。

(松山市野外活動センター条例の一部改正)

第2条 松山市野外活動センター条例(平成2年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書を次のように改める。

ただし,規則で定める場合は,この限りでない。

別表第1項の表中「1,020円」を「1,530円」に,「1時間」

「300円」を「1時間 450円」に,「1,640円」を「2,460円」に,「2,250円」を「3,370円」に,「510円」を「760円」に,「2,040円」を「3,060円」に,「200円」を「300円」に,「1,330円」を「1,990円」に,「1回 300円」を「1回

420円」に改め,同表備考第7項中「100円」を「140円」に改め,同別表第2項の表中「3,070」を「4,600」に,「200」を「300」に,「12,300」を「18,450」に,「510」を「760」に,「50

を「70」に,「1,020」を「1,530」に,「2,050」を「

3,070」に,「400」を「600」に改め,同別表第3項の表中「820」を「1,230」に,「1,640」を「2,460」に,「510」を「760」に,「410」を「610」に,「300」を「450」に,「200」を「3

00」に,「3,070」を「4,600」に,「2,560」を「3,840」に,

」

「5, 120」を「7, 680」に, 「1, 020」を「1, 530」に, 「

70
150

を「

90
210

に, 「

100平方メートル 1日	100
-----------------	-----

を「

100平方メートル 1日	150
-----------------	-----

に, 「200

円」を「300円」に改める。

(松山中央公園体育施設条例の一部改正)

第3条 松山中央公園体育施設条例（平成11年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

4 使用料は, 前納とする。ただし, 規則で定める場合は, この限りでない。

別表第1第1項の表中「4, 320円」を「5, 610円」に, 「1, 080円」を「1, 400円」に, 「8, 650円」を「11, 240円」に, 「2, 160円」を「2, 800円」に, 「86, 500円」を「112, 450円」に, 「21, 600円」を「28, 080円」に, 「12, 970円」を「16, 860円」に, 「25, 950円」を「33, 730円」に, 「259, 500円」を「337, 350円」に改め, 同別表第2項の表中「430円」を「550円」に, 「860円」を「1, 110円」に, 「1, 080円」を「1, 400円」に, 「2, 160円」を「2, 800円」に, 「210円」を「270円」に, 「1, 510円」を「1, 960円」に, 「5, 400円」を「7, 020円」に, 「3, 240円」を「4, 210円」に, 「32, 400円」を「42, 120円」に, 「162, 000円」を「210, 600円」に, 「25, 920円」を「33, 690円」に, 「129, 600円」を「168, 480円」に, 「19, 440円」を「25, 270円」に, 「97, 200円」を「126, 360円」に, 「12, 960円」を「16, 840円」に, 「64, 800円」を「84, 240円」に, 「6, 480円」を「8, 420円」に改め, 同別表第3項の表中「430円」を「550円」に改め, 同別表第4項の表中「210円」を「

270円」に、「430円」を「550円」に改める。

別表第4第1項の表中「3,460円」を「4,490円」に、「860円」を「1,110円」に、「6,920円」を「8,990円」に、「1,730円」を「2,240円」に、「69,200円」を「89,960円」に、「17,300円」を「22,490円」に、「10,380円」を「13,490円」に、「20,760円」を「26,980円」に、「207,600円」を「269,880円」に改め、同別表第2項の表中「430円」を「550円」に、「860円」を「1,110円」に、「210円」を「270円」に、「3,240円」を「4,210円」に、「1,080円」を「1,400円」に、「5,400円」を「7,020円」に、「2,150円」を「2,790円」に、「4,320円」を「5,610円」に、「21,600円」を「28,080円」に、「2,160円」を「2,800円」に、「10,800円」を「14,040円」に改める。

別表第7第1項の表中「3,460円」を「4,490円」に、「1,730円」を「2,240円」に、「4,320円」を「5,610円」に、「2,160円」を「2,800円」に、「43,200円」を「56,160円」に、「21,600円」を「28,080円」に、「860円」を「1,110円」に、「1,080円」を「1,400円」に、「10,800円」を「14,040円」に改め、同別表第2項の表中「210円」を「270円」に、「430円」を「550円」に、「2,560円」を「3,320円」に、「5,120円」を「6,650円」に、「1,280円」を「1,660円」に、「640円」を「830円」に、「320円」を「410円」に改める。

別表第8第1項の表中「5,180円」を「6,730円」に、「1,290円」を「1,670円」に、「6,480円」を「8,420円」に、「1,620円」を「2,100円」に、「64,800円」を「84,240円」に、「16,200円」を「21,060円」に、「2,590円」を「3,360円」に、「640円」を「830円」に、「3,240円」を「4,210円」に、「810円」を「1,050円」に、「32,400円」を「42,120円」に、「8,100円」を「10,530円」に、「760円」を「980円」に、「380円」を「490円」に、「1,080円」を「1,400円」に、「540円」を「700円」に、「10,800円」を「14,040円」に、「5,400円」を「7,020円」に改め、同別表第2

項の表中「１，５２０円」を「１，９７０円」に，「７６０円」を「９８０円」に改める。

別表第１０第１項の表中「１５０円」を「１８０円」に，「２００円」を「２４０円」に，「２５０円」を「３００円」に改め，同別表第２項の表中「５１０円」を「６６０円」に，「８，２４０円」を「１０，７１０円」に，「１０，３００円」を「１３，３９０円」に，「１０３，０００円」を「１３３，９００円」に，「１，６４０円」を「２，１３０円」に，「２，０６０円」を「２，６７０円」に，「２０，６００円」を「２６，７８０円」に，「１１，２８０円」を「１４，６６０円」に，「１４，１１０円」を「１８，３４０円」に，「１４１，１００円」を「１８３，４３０円」に改め，同別表第３項の表中「４１０円」を「５３０円」に，「６１０円」を「７９０円」に，「７２０円」を「９３０円」に，「３００円」を「３９０円」に改める。

（松山市体育施設条例の一部改正）

第４条 松山市体育施設条例（平成１６年条例第５７号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項ただし書中「市長が相当の理由があると認めたとき」を「規則で定める場合」に改める。

別表第１第一広場の部及び第二広場の部を次のように改める。

第一 広場	平日	全日	７，８００円	３，９００円	６，２４０円	３，１２０円
		午前又は午後	３，９００円	１，９５０円	３，１２０円	１，５６０円
	土曜日 日曜日 祝日	全日	１０，４００円	５，２００円	８，３２０円	４，１６０円
		午前又は午後	５，２００円	２，６００円	４，１６０円	２，０８０円
第二 広場	平日	全日	５，２００円	２，６００円	４，１６０円	２，０８０円
		午前又は午後	２，６００円	１，３００円	２，０８０円	１，０４０円
	土曜日 日曜日 祝日	全日	６，２４０円	３，１２０円	５，２００円	２，６００円
		午前又は午後	３，１２０円	１，５６０円	２，６００円	１，３００円

別表第２中「３，０００円」を「３，９００円」に，「２，４００円」を「３，１２０円」に，「１，５００円」を「１，９５０円」に，「１，２００円」を「１，５６０円」に，「４，０００円」を「５，２００円」に，「３，２００円」を「４，１６０円」に，「２，０００円」を「２，６００円」に，「１，６００円」を「２，０８０円」

に改める。

別表第3中「500円」を「650円」に、「1,800円」を「2,340円」に、「350円」を「450円」に、「1,300円」を「1,690円」に改める。

別表第4第1項の表中「150円」を「180円」に、「100円」を「120円」

に、「

1人・1日	500円
-------	------

」を「

1人・1日	600円
-------	------

」

に、「

300円

」を「

360円

」に、「

1面・2時間	5
--------	---

」

「

00円

」を「

1面・2時間	650円
--------	------

」に、「1,800円」を「2,3

40円」に、「350円」を「450円」に、「1,300円」を「1,690円」に改め、同別表第2項の表中「400円」を「520円」に改める。

別表第5第1項の表中「1,030円」を「1,330円」に、「510円」を「660円」に、「250円」を「320円」に、「2,060円」を「2,670円」に、「820円」を「1,060円」に、「410円」を「530円」に、「1,640円」を「2,130円」に、「770円」を「1,000円」に、「1,540円」を「

2,000円」に、「

4,000円	2,000円
--------	--------

」を「

5,200円	2,600円
--------	--------

」

に、「5,000円」を「6,500円」に、「2,500円」を「3,250円」

に、「8,000円」を「10,400円」に、「10,000円」を「13,000円」に、「4,800円」を「6,240円」に、「2,400円」を「3,120円」に、「6,000円」を「7,800円」に、「3,000円」を「3,900円」に、「9,600円」を「12,480円」に、「12,000円」を「15,600円」に改め、同別表第2項の表中「360円」を「460円」に、「720円」を「930円」に改める。

別表第6中「300円」を「390円」に、「250円」を「320円」に、「200円」を「260円」に、「150円」を「190円」に改める。

別表第7中「510円」を「660円」に、「250円」を「320円」に、「410円」を「530円」に改める。

別表第8中「1, 020円」を「1, 320円」に, 「510円」を「660円」に, 「710円」を「920円」に, 「520円」を「670円」に, 「250円」を「320円」に, 「820円」を「1, 060円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年3月31日から同年4月1日にかけて松山市野外活動センター条例第2条第1号に規定する管理棟（和室に限る。）若しくは研修棟, 同条第2号に規定する常設テント, フリーテントサイト若しくはロッジ又は同条第3号に規定するスタッフロッジ, パイオニアテントサイト若しくはオートキャンプ場に宿泊する者の当該宿泊に係る使用料については, なお従前の例による。

(提案理由)

総合コミュニティセンター使用料等の適正化を図るため, 本案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市立子規記念博物館条例の一部改正について

松山市立子規記念博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市立子規記念博物館条例の一部を改正する条例

松山市立子規記念博物館条例（昭和 5 5 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「4 0 0 円」を「5 0 0 円」に、「3 2 0 円」を「4 0 0 円」に改める。

別表第 2 中「1, 5 4 0 円」を「1, 8 0 0 円」に、「2, 5 6 0 円」を「2, 9 0 0 円」に、「3, 2 0 0 円」を「3, 6 0 0 円」に、「2, 8 8 0 円」を「3, 3 0 0 円」に、「4, 6 2 0 円」を「5, 3 0 0 円」に、「5, 7 7 0 円」を「6, 6 0 0 円」に、「3, 0 9 0 円」を「3, 6 0 0 円」に、「5, 1 4 0 円」を「5, 9 0 0 円」に、「6, 4 2 0 円」を「7, 4 0 0 円」に、「2, 0 6 0 円」を「2, 4 0 0 円」に、「3, 0 8 0 円」を「3, 5 0 0 円」に、「3, 8 5 0 円」を「4, 4 0 0 円」に、「1 1, 8 4 0 円」を「1 4, 0 0 0 円」に、「1 6, 4 8 0 円」を「1 9, 0 0 0 円」に、「2 0, 6 0 0 円」を「2 3, 8 0 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日以後の会議室等の使用に係る使用料であって、この条例の公布の際現に松山市立子規記念博物館条例第 6 条の許可に係る申請がされている使用に係るものは、なお従前の例による。

（提案理由）

子規記念博物館の観覧料及び使用料の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第 1 1 4 号

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市男女共同参画推進センター条例の一部改正について

松山市男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例

松山市男女共同参画推進センター条例（平成 1 1 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表会議室 1－1 の項から視聴覚室 B の項までを次のように改める。

会議室 1 － 1	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	1, 2 6 0 円	2, 5 2 0 円	1, 2 6 0 円	2, 5 2 0 円	3, 0 2 0 円	6, 0 4 0 円
会議室 1 － 2	1, 2 6 0 円	2, 5 2 0 円	1, 7 6 0 円	3, 5 2 0 円	1, 7 6 0 円	3, 5 2 0 円	4, 0 3 0 円	8, 0 6 0 円
会議室 2	2, 5 2 0 円	5, 0 4 0 円	3, 2 7 0 円	6, 5 4 0 円	3, 0 2 0 円	6, 0 4 0 円	8, 0 6 0 円	1 6, 1 2 0 円
会議室 3	1, 7 6 0 円	3, 5 2 0 円	2, 2 6 0 円	4, 5 2 0 円	2, 2 6 0 円	4, 5 2 0 円	5, 2 9 0 円	1 0, 5 8 0 円
会議室 4	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	1, 2 6 0 円	2, 5 2 0 円	1, 2 6 0 円	2, 5 2 0 円	3, 0 2 0 円	6, 0 4 0 円
会議室 5	3, 5 2 0 円	7, 0 4 0 円	4, 5 3 0 円	9, 0 6 0 円	4, 2 8 0 円	8, 5 6 0 円	1 1, 0 8 0 円	2 2, 1 6 0 円
大会議室	4, 2 8 0 円	8, 5 6 0 円	6, 8 0 0 円	1 3, 6 0 0 円	6, 3 0 0 円	1 2, 6 0 0 円	1 5, 8 7 0 円	3 1, 7 4 0 円
国際交流 会議室	2, 7 6 0 円	5, 5 2 0 円	3, 2 7 0 円	6, 5 4 0 円	3, 0 2 0 円	6, 0 4 0 円	8, 3 1 0 円	1 6, 6 2 0 円
視聴覚室 A	2, 5 2 0 円	5, 0 4 0 円	3, 0 2 0 円	6, 0 4 0 円	2, 7 7 0 円	5, 5 4 0 円	7, 8 1 0 円	1 5, 6 2 0 円
視聴覚室 B	2, 0 1 0 円	4, 0 2 0 円	2, 7 7 0 円	5, 5 4 0 円	2, 5 2 0 円	5, 0 4 0 円	6, 5 5 0 円	1 3, 1 0 0 円

別表多目的室の項から和室の項までを次のように改める。

多目的室	3, 7 8 0 円	7, 5 6 0 円	4, 7 8 0 円	9, 5 6 0 円	4, 2 8 0 円	8, 5 6 0 円	1 1, 5 9 0 円	2 3, 1 8 0 円
創作室	2, 2 6 0 円	4, 5 2 0 円	3, 0 2 0 円	6, 0 4 0 円	2, 7 7 0 円	5, 5 4 0 円	7, 0 5 0 円	1 4, 1 0 0 円
和室	1, 2 6 0 円	2, 5 2 0 円	1, 7 6 0 円	3, 5 2 0 円	1, 5 1 0 円	3, 0 2 0 円	4, 0 3 0 円	8, 0 6 0 円

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

男女共同参画推進センター使用料の適正化を図るため、本案を提出する。

松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項中「3 月」の次に「（急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として 1 年）」を加える。

第 26 条中「第 9 項」を「第 5 項」に，「，若しくは」を「，又は」に改め，「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 24 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する保険料について適用し、同日前に納期限が到来した保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

急患等の被保険者に係る保険料の徴収を猶予する期間について特例を設けるとともに、

国民健康保険法の改正に伴い所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第 1 1 6 号

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 7 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 1 項中「次に掲げる一般廃棄物」を「市が行う一般廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれのある物として一般廃棄物処理計画で定めるもの」に改め、同項各号を削る。

第 2 2 条第 1 項第 1 号イ中「5 1 0 円」を「5 7 0 円」に、「1 7 0 円」を「1 9 0 円」に改め、同項第 2 号中「1 7 0 円」を「1 9 0 円」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

一般廃棄物処理手数料の適正化を図るとともに、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市港湾施設使用条例の一部改正について

松山市港湾施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市港湾施設使用条例の一部を改正する条例

松山市港湾施設使用条例（昭和 39 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表中「10.5 円」を「10.6 円」に、「11.8 円」を「11.9 円」に、「17.6 円」を「17.8 円」に改め、同別表第 2 項の表中「9.4 円」を「9.5 円」に、「10.9 円」を「11 円」に改める。

別表第 3 第 1 項の表中「1,196 円」を「1,211.5 円」に、「597.9 円」を「605.6 円」に改め、同別表第 2 項の表中「177 円」を「179.3 円」に、「597.9 円」を「605.6 円」に改める。

別表第 4 第 5 項の表中「406.9 円」を「412.1 円」に改める。

別表第 5 第 1 項の表中「430.4 円」を「435.9 円」に、「390 円」を「395 円」に、「293 円」を「296.8 円」に、「59 円」を「59.7 円」に改め、同別表第 2 項の表中「574 円」を「581.4 円」に、「286.9 円」を「290.6 円」に、「271 円」を「274.5 円」に、「173 円」を「175.2 円」に、「119 円」を「120.5 円」に、「54 円」を「54.7 円」に、「32 円」を「32.4 円」に改め、同別表第 3 項の表中「1,076.3 円」を「1,090.2 円」に、「645.7 円」を「654 円」に、「271 円」を「274.5 円」に、「173 円」を「175.2 円」に、「119 円」を「120.5 円」に、「54 円」を「54.7 円」に、「32 円」を「32.4 円」に改め、同別表の注中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 施設占用料等に 1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

愛媛県の港湾施設の使用料等の改定に準じ港湾施設使用料等を改定するため、本案を提出する。

議案第 1 1 8 号

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市海岸占用料等徴収条例の一部改正について

松山市海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

松山市海岸占用料等徴収条例（平成 1 2 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「6 8 円」を「6 9 円」に，「1 1 7 円」を「1 1 8 円」に，「1， 7 2 9 円」を「1， 7 5 5 円」に，「3， 4 5 9 円」を「3， 5 1 1 円」に改める。

付 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

愛媛県の海岸保全区域の占用料等の改定に準じ土石採取料を改定するため，本案を提出する。

議案第 119 号

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市鹿島公園渡船施設使用料条例の一部改正について

松山市鹿島公園渡船施設使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市鹿島公園渡船施設使用料条例の一部を改正する条例

松山市鹿島公園渡船施設使用料条例（平成 16 年条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「210 円」を「230 円」に、「110 円」を「120 円」に、「2,100 円」を「2,300 円」に、「1,100 円」を「1,200 円」に、「3,150 円」を「3,450 円」に、「1,650 円」を「1,800 円」に、「6,300 円」を「6,900 円」に、「510 円」を「560 円」に、「260 円」を「280 円」に、「370 円」を「410 円」に、「190 円」を「210 円」に改める。

別表第 2 中「520 円」を「570 円」に、「580 円」を「640 円」に、「5,200 円」を「5,700 円」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

鹿島公園渡船の使用料及び駐車料金の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第 120 号

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務に加え、同機構規約を次のとおり変更する。

記

愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

愛媛地方税滞納整理機構規約（平成 18 年 2 月 3 日愛媛県指令 17 市第 1371 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「されている地方税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税」を加える。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

（提案理由）

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）の施行により、令和 6 年度から森林環境税を市町が個人住民税と併せて賦課徴収することに伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、同機構規約を変更することについて関係団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 121 号

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号）が令和 6 年 12 月 2 日から施行されることに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

記

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 2 月 19 日愛媛県指令 18 市第 1283 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第 17 条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部改正により、令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（組織、事務及び規約の変更）

第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務

を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 6 号若しくは第 9 号に掲げる事項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第 291 条の 1 1 第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 291

条の 13 において準用する第 289 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(小野小学校 1 3 - 2 棟校舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 小野小学校 1 3 - 2 棟校舎長寿命化改修ほか主体工事
2. 施工場所 松山市平井町 3 6 7 3 番地
3. 内 容 小野小学校 1 3 - 2 棟校舎
鉄筋コンクリート造 4 階建
延面積 1, 8 7 3 m²
校舎長寿命化改修工事 1 式
建物周囲整備工事 1 式
環境配慮改修工事 1 式
4. 請 負 人 松山市西石井六丁目 5 番 1 8 - 1 号
株式会社 B R C
代表取締役 橋本 和範
5. 請負金額 2 億 9, 6 8 5 万 7, 0 0 0 円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8, 0 0 0 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。) 第 9 6 条第 1 項第 5

号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億８，０００万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(総合コミュニティセンターキャメリアホール舞台照明改修工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 総合コミュニティセンターキャメリアホール舞台照明改修工事
2. 施工場所 松山市湊町七丁目 5 番地
3. 内 容 総合コミュニティセンターキャメリアホール舞台照明改修工事
(負荷設備)
 アッパーホリゾントライト 1 2 台
 シーリングライト 4 8 台
 客席ダウンライト 1 1 4 台ほか
(調光装置)
 照明操作卓 1 卓ほか
(その他)
 電気工事 1 式
4. 請 負 人 松山市畑寺四丁目 1 2 番 2 0 号
 松山電設工業株式会社
 代表取締役 村上 誠
5. 請負金額 3 億 4, 0 2 9 万 6, 0 0 0 円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8, 0 0 0 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(坊っちゃんスタジアム外壁改修ほか工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 坊っちゃんスタジアム外壁改修ほか工事
2. 施工場所 松山市市坪西町 6 2 5 番地 1
3. 内 容 施設名：坊っちゃんスタジアム
構造：鉄筋コンクリート造＋鉄骨造＋鉄骨鉄筋コンクリート造
階数：地上 4 階＋塔屋 2 階
延床面積：33,421.48㎡
外壁改修ほか工事 1 式
4. 請 負 人 松山市太山寺町 9 6 4 番地
朝日建設株式会社
代表取締役 朝日 健介
5. 請負金額 2 億 7 8 0 万 5, 4 0 0 円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8, 0 0 0 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。) 第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 8, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道上での事故の損害賠償額を和解により定めることについて
市道上での事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方 松山市福角町乙 484 番地

堀江工業株式会社

代表取締役 高橋 真也

2. 事故の概要

令和 6 年 6 月 12 日午後 3 時 40 分頃、松山市河野別府 220 番地 2 地先の市道別府
善応寺線上において、道路の陥没により、相手方に損害（物損）を与えたものである。

3. 和解の内容

市から相手方に損害賠償金として 1, 182, 856 円を支払い、今後この事件に関
していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

（提案理由）

市道上での事故について、和解により損害賠償額を定めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、
和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

議案第 1 2 6 号

令和 6 年 9 月 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定及び廃止について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 生石 3 0 3 号線	南吉田町	南吉田町	
2	市道 石井 5 5 7 号線	古川南三丁目	古川南三丁目	
3	市道 雄郡 2 1 4 号線	土居田町	土居田町	
4	市道 新玉 9 9 号線	南江戸六丁目	南江戸六丁目	
5	市道 清水 1 6 7 号線	山越二丁目	山越二丁目	
6	市道 桑原 3 0 0 号線	東野五丁目	東野五丁目	
7	市道 味生 3 1 0 号線	南斎院町	南斎院町	
8	市道 垣生 2 1 5 号線	東垣生町	東垣生町	
9	市道 堀江 2 5 7 号線	福角町	福角町	
1 0	市道 余土 2 6 8 号線	余戸南四丁目	余戸南四丁目	
1 1	市道 小野 2 4 6 号線	南梅本町	南梅本町	
1 2	市道 石井 5 5 8 号線	土居町	土居町	
1 3	市道 北条 2 7 号線	北条辻	北条辻	
1 4	市道 久枝 2 9 2 号線	久万ノ台	久万ノ台	
1 5	市道 潮見 1 4 5 号線	谷町	谷町	

2. 次の路線を一部廃止する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1 6	市道 生石 1 8 2 号線	南吉田町	南吉田町	
1 7	市道 石井 2 6 7 号線	古川南三丁目	古川南三丁目	
1 8	市道 新玉 3 0 号線	南江戸一丁目	南江戸一丁目	

(提案理由)

図面番号 1 は松山空港消防車庫新築工事に伴い、図面番号 2 は県道久米垣生線の区域変更に伴い、図面番号 3 ～ 1 3 は、都市計画法第 2 9 条の規定による開発行為の許可に基づき建設された道路で、同法第 3 9 条の規定に基づき、図面番号 1 4 及び 1 5 は、一般交通の用に供されている道路で、地元からの申請に基づき市道認定するため、図面番号 1 6 は松山空港消防車庫新築工事に伴い、図面番号 1 7 は県道久米垣生線の区域変更に伴い、図面番号 1 8 は一般交通の用に供する必要がなくなった道路で、地元からの申請に基づき市道の路線を一部廃止するため、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法 (抄)

(開発行為の許可)

第 2 9 条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市又は同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

第 3 9 条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第 3 6 条第 3 項の公告の日の翌日において、その公共施設

の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

道路法（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

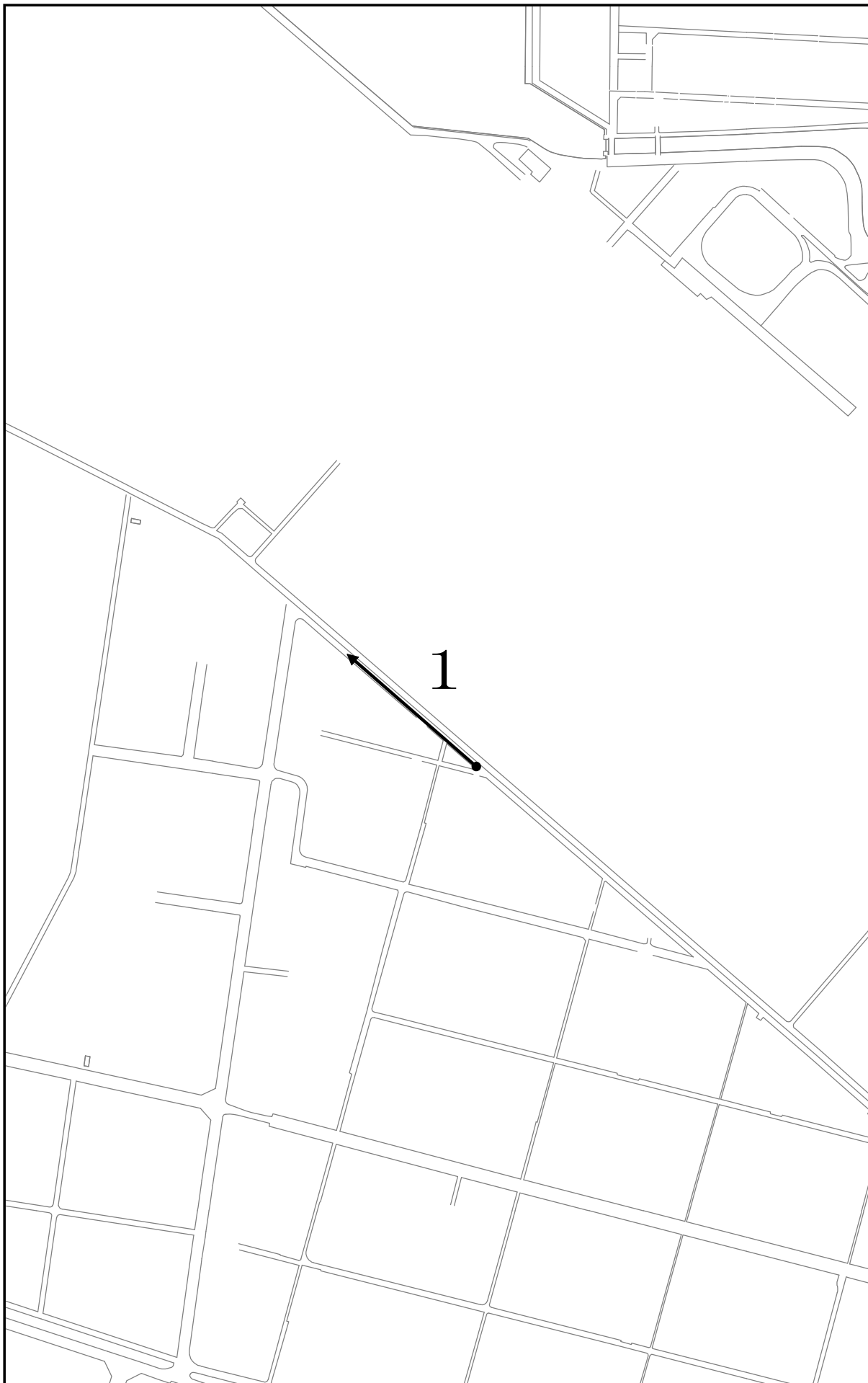
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

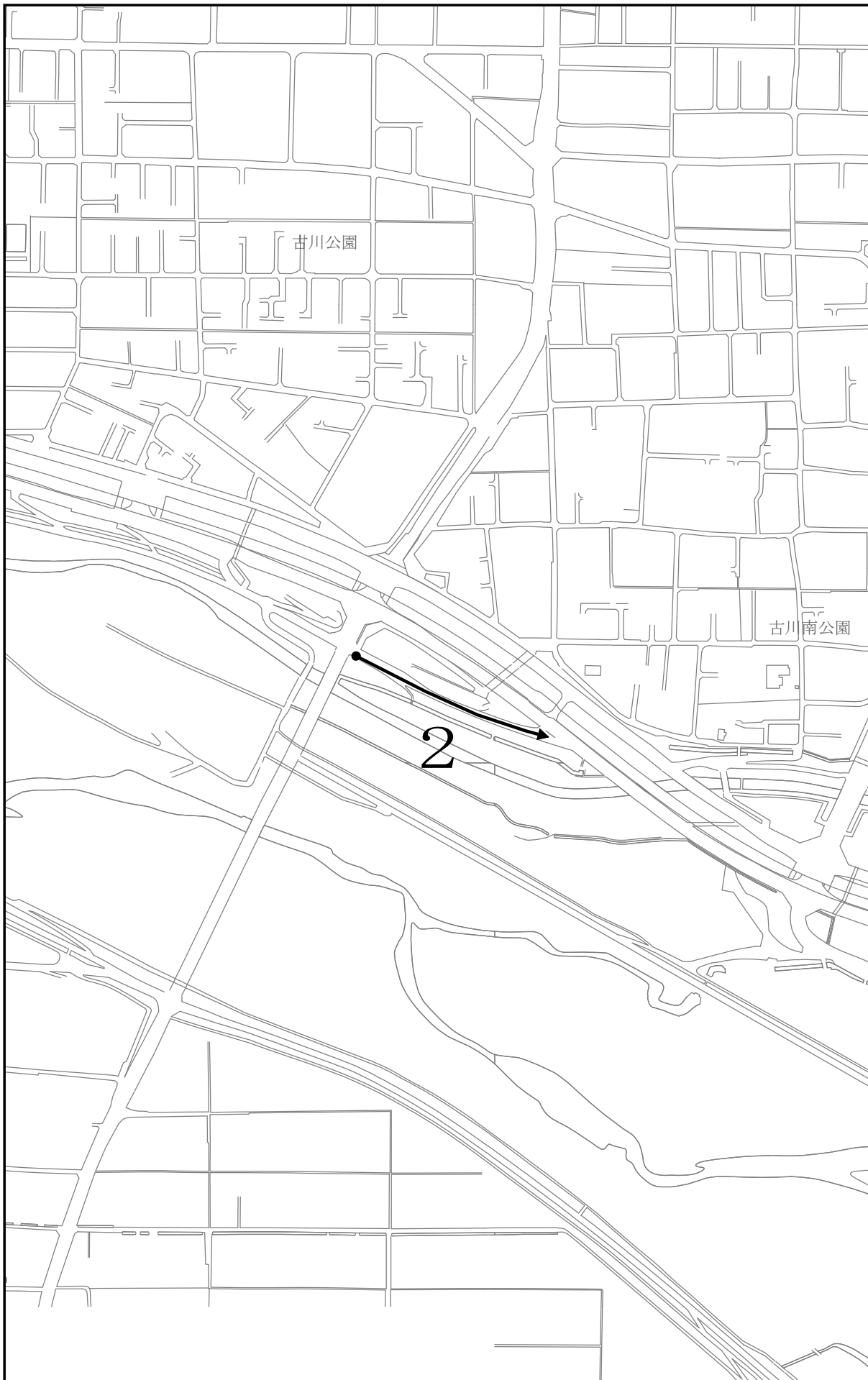
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

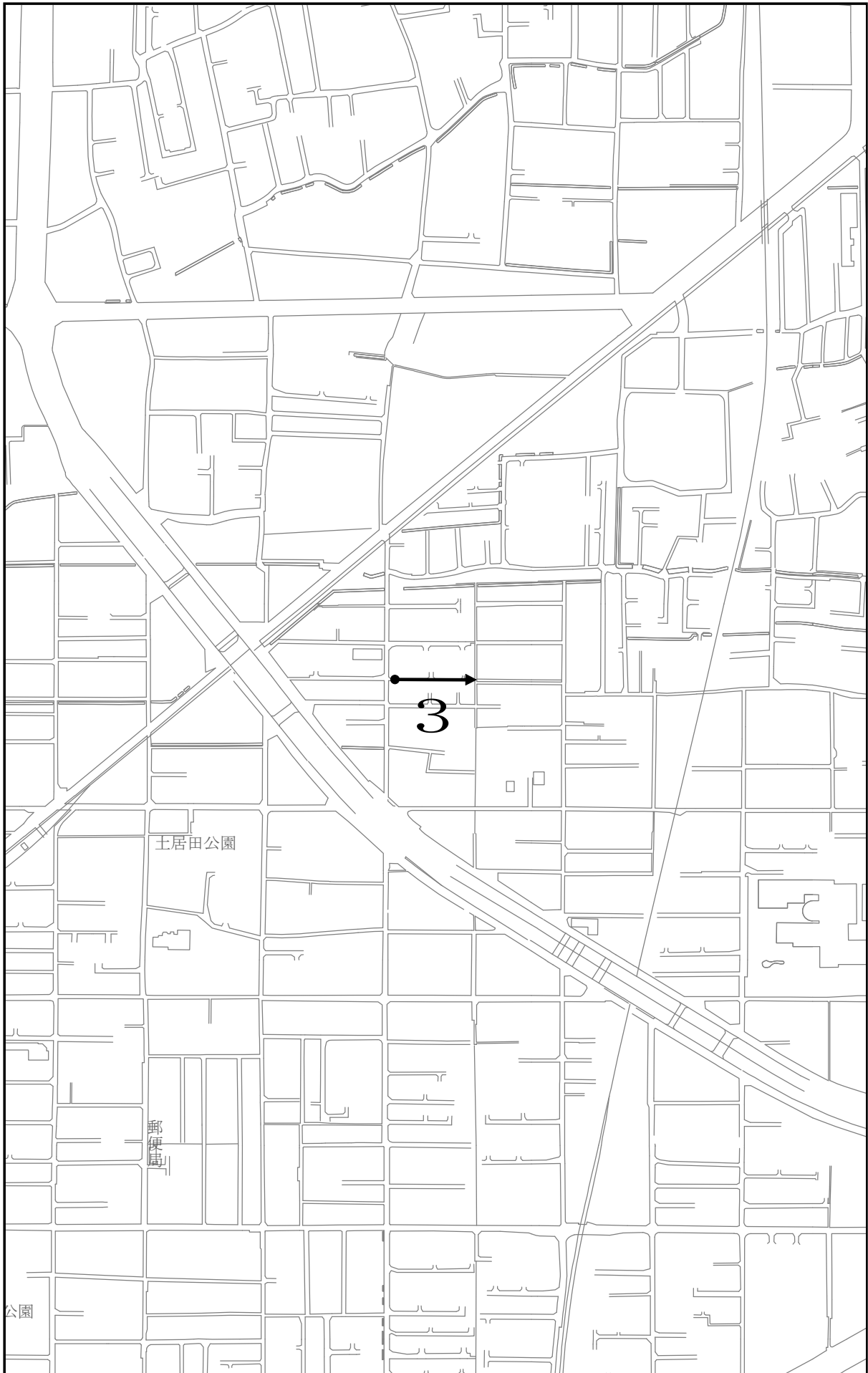
（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

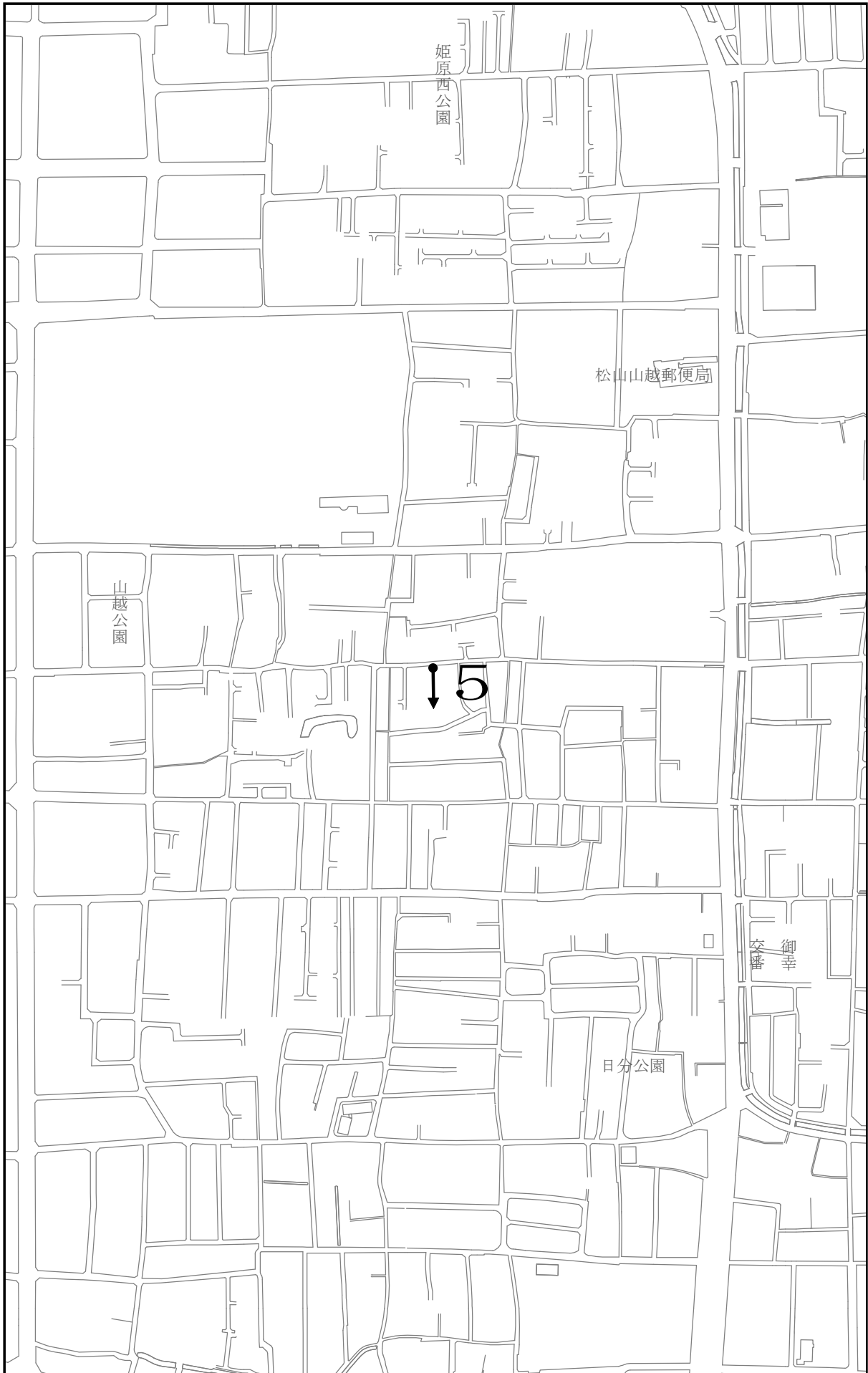
3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

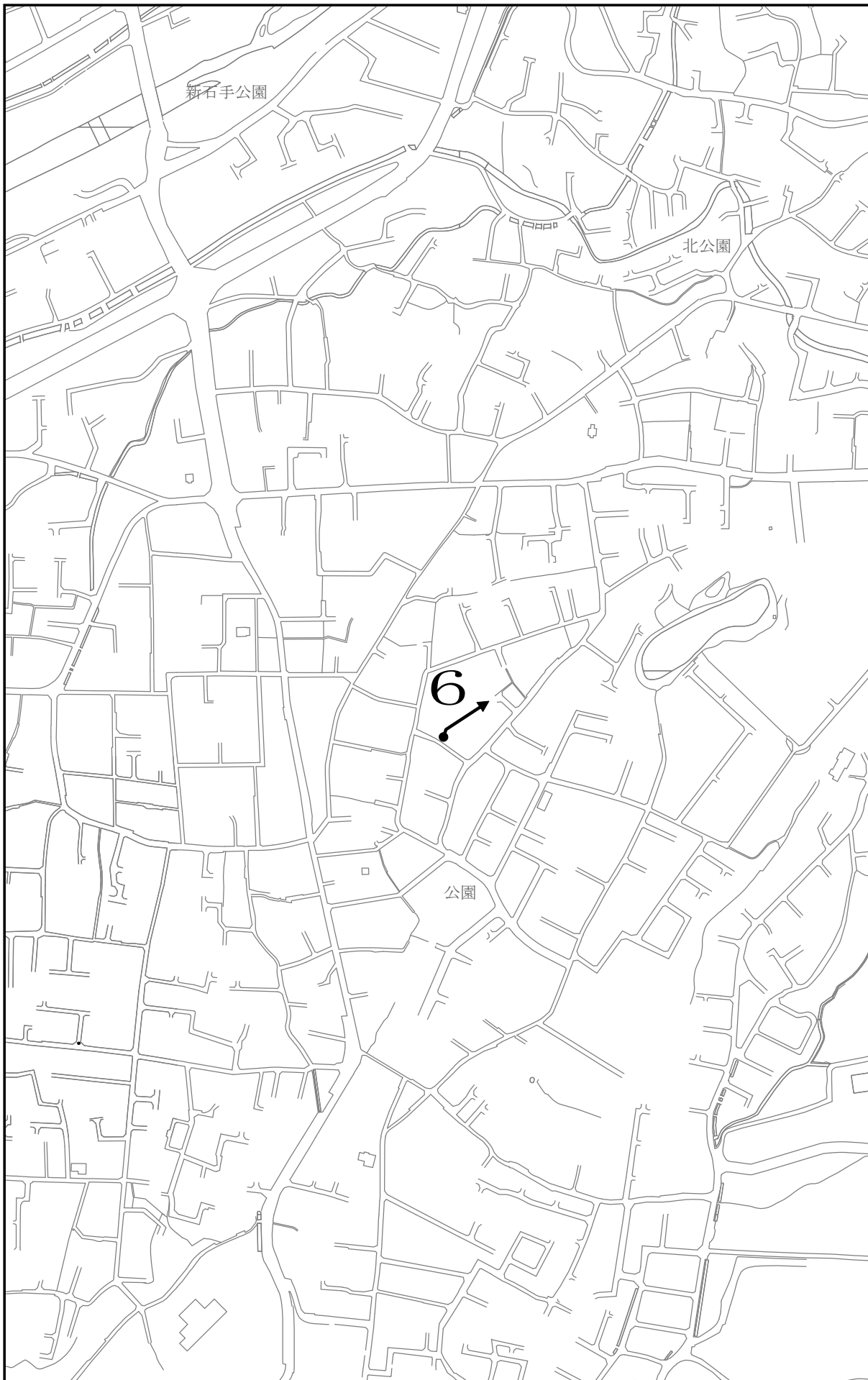


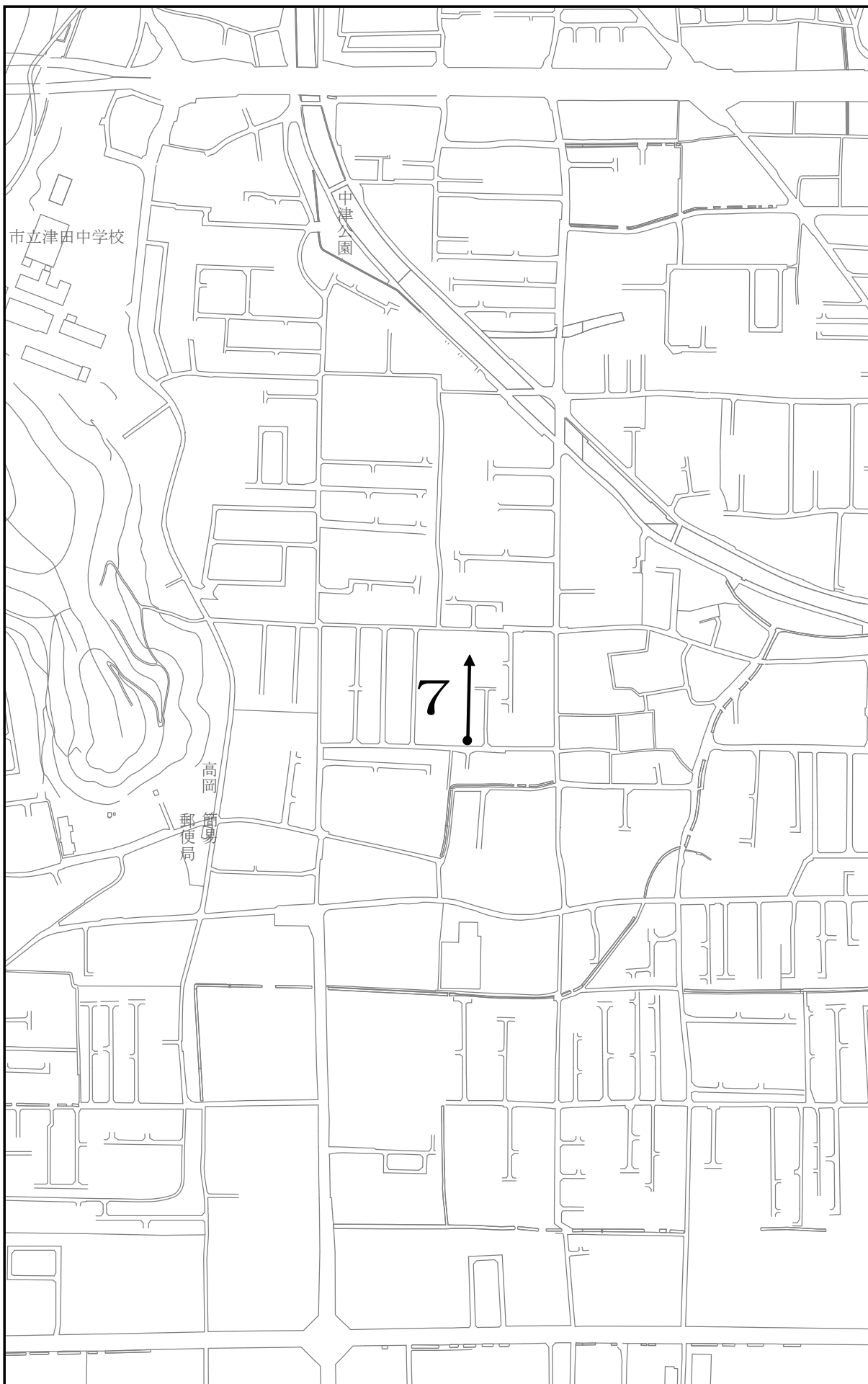


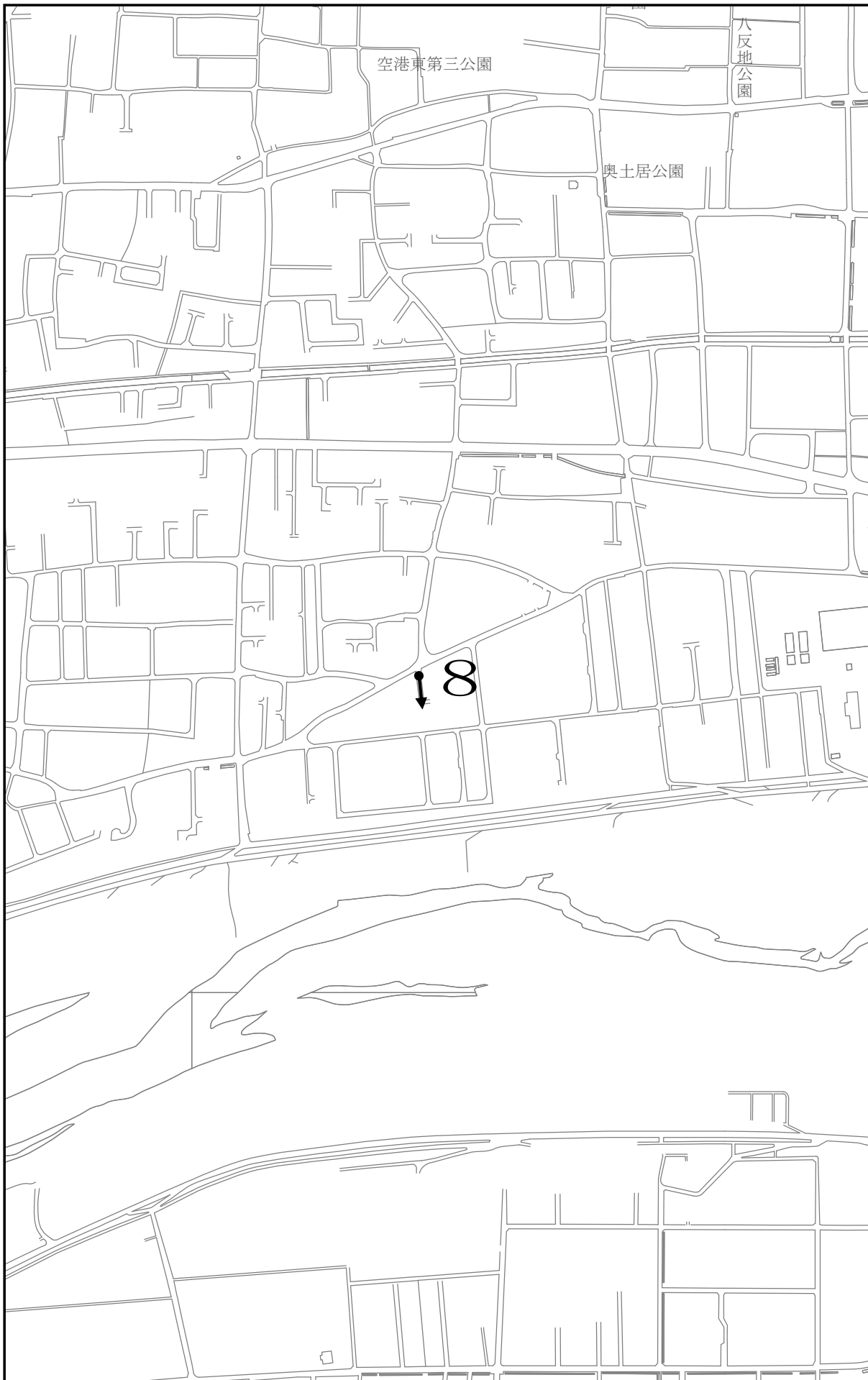


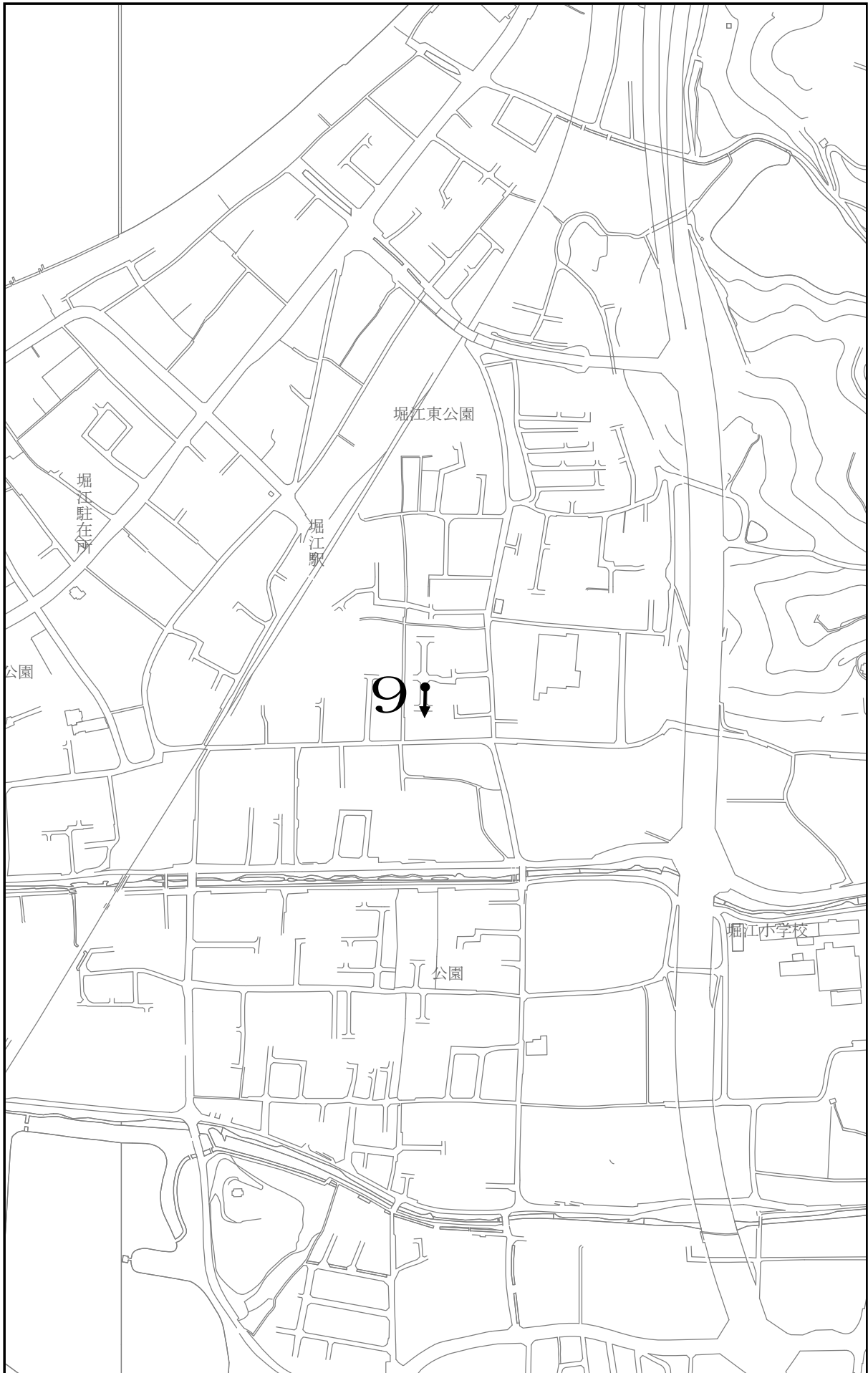


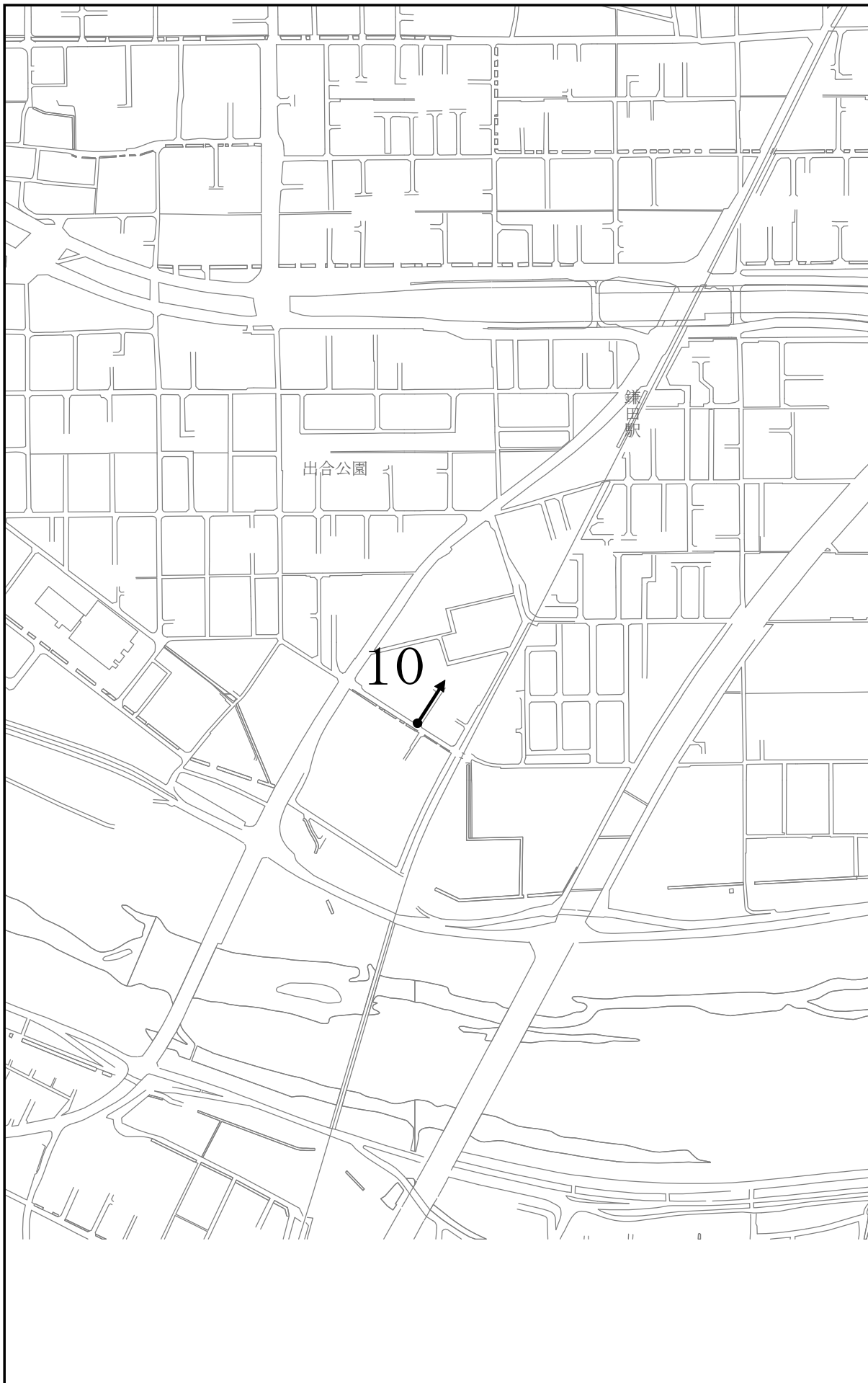




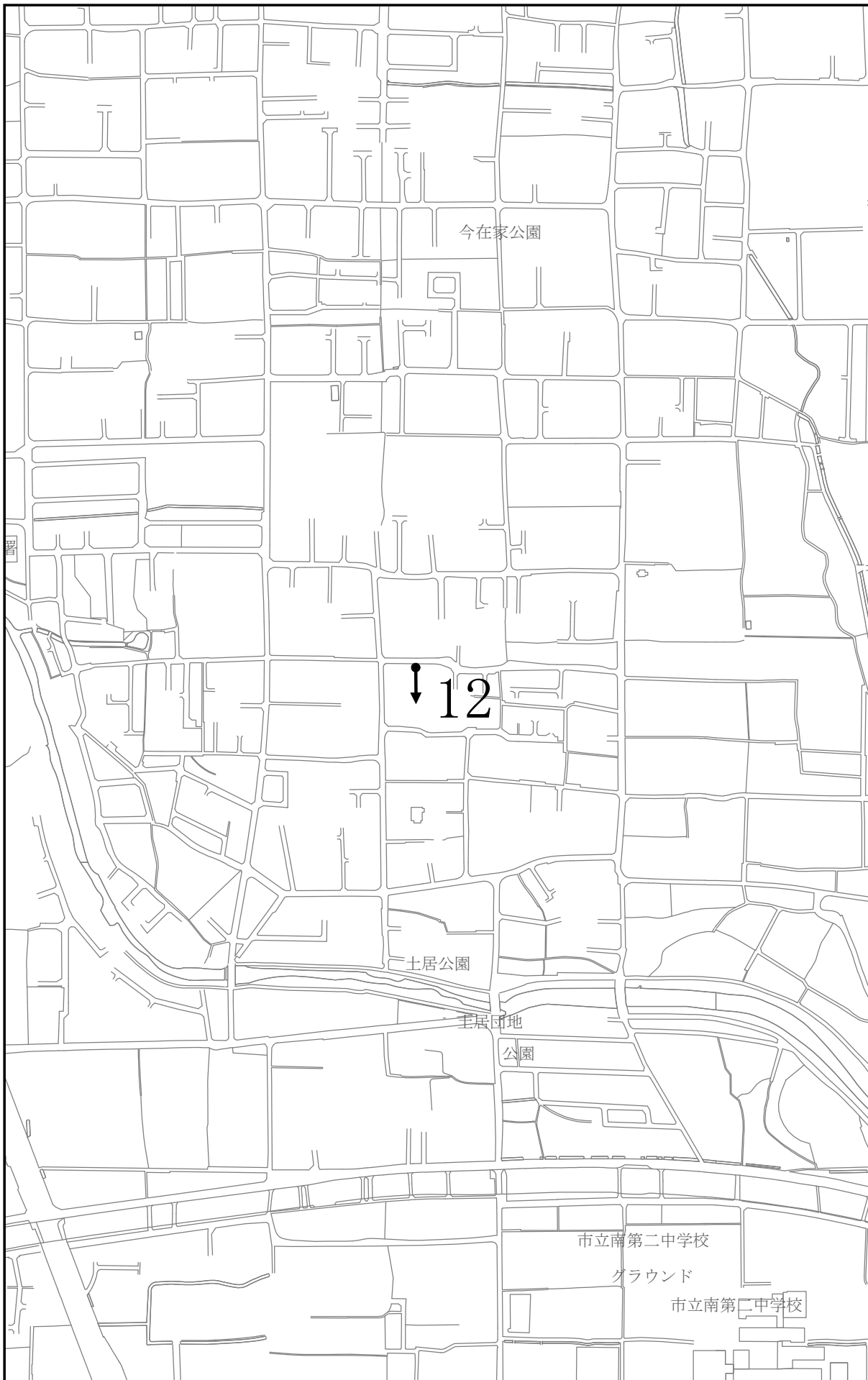












↓ 12

今在家公園

土居公園

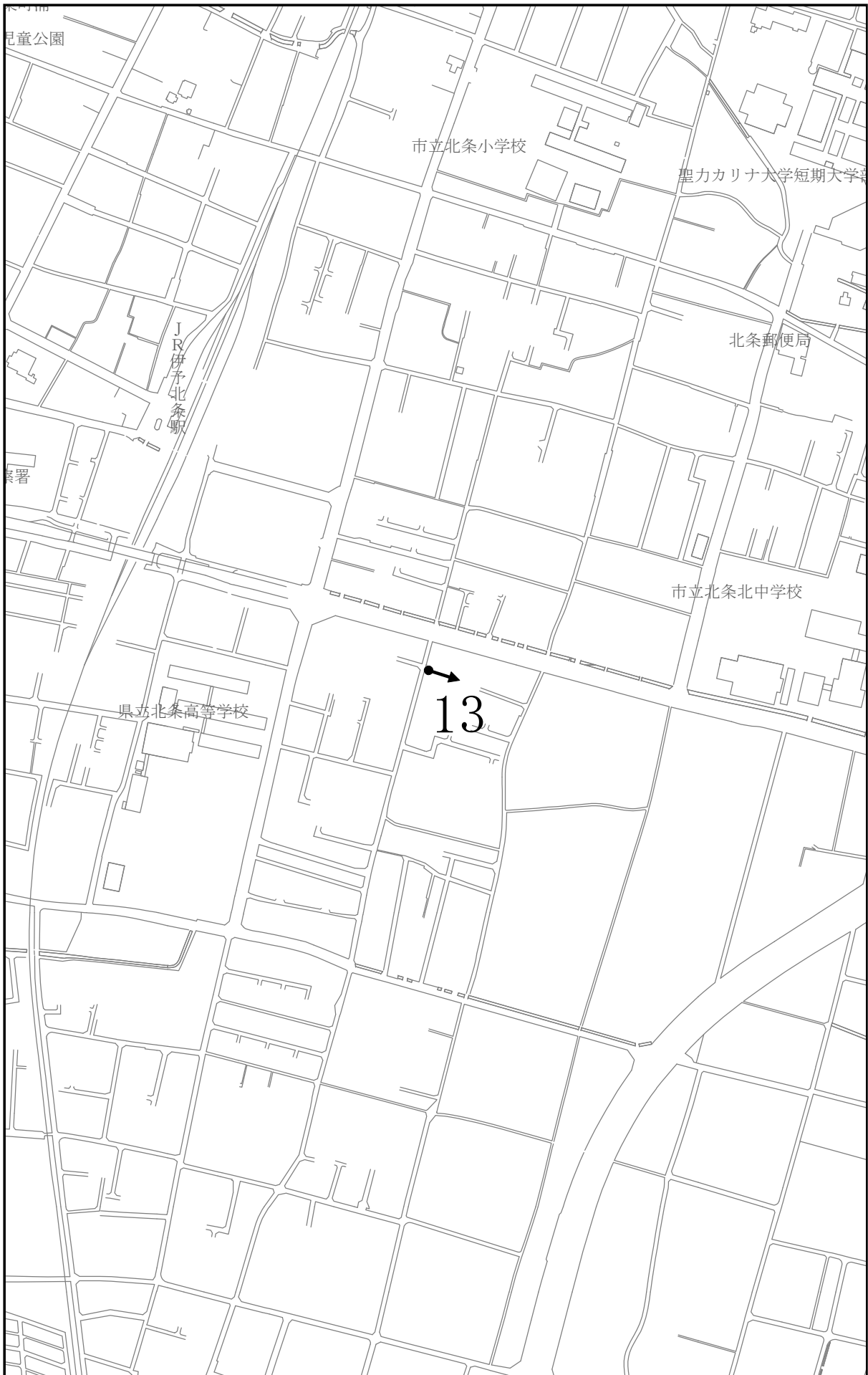
土居団地

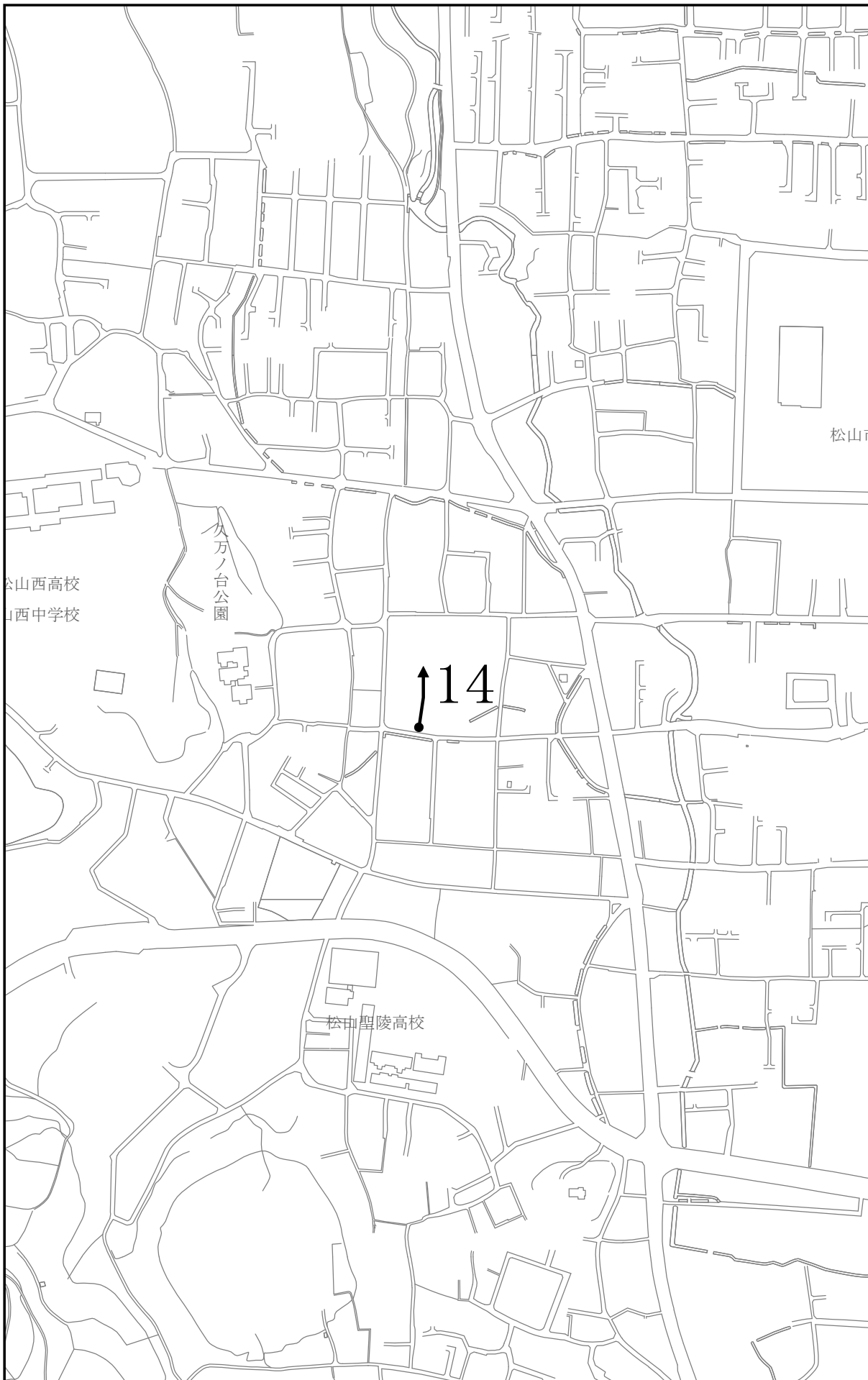
公園

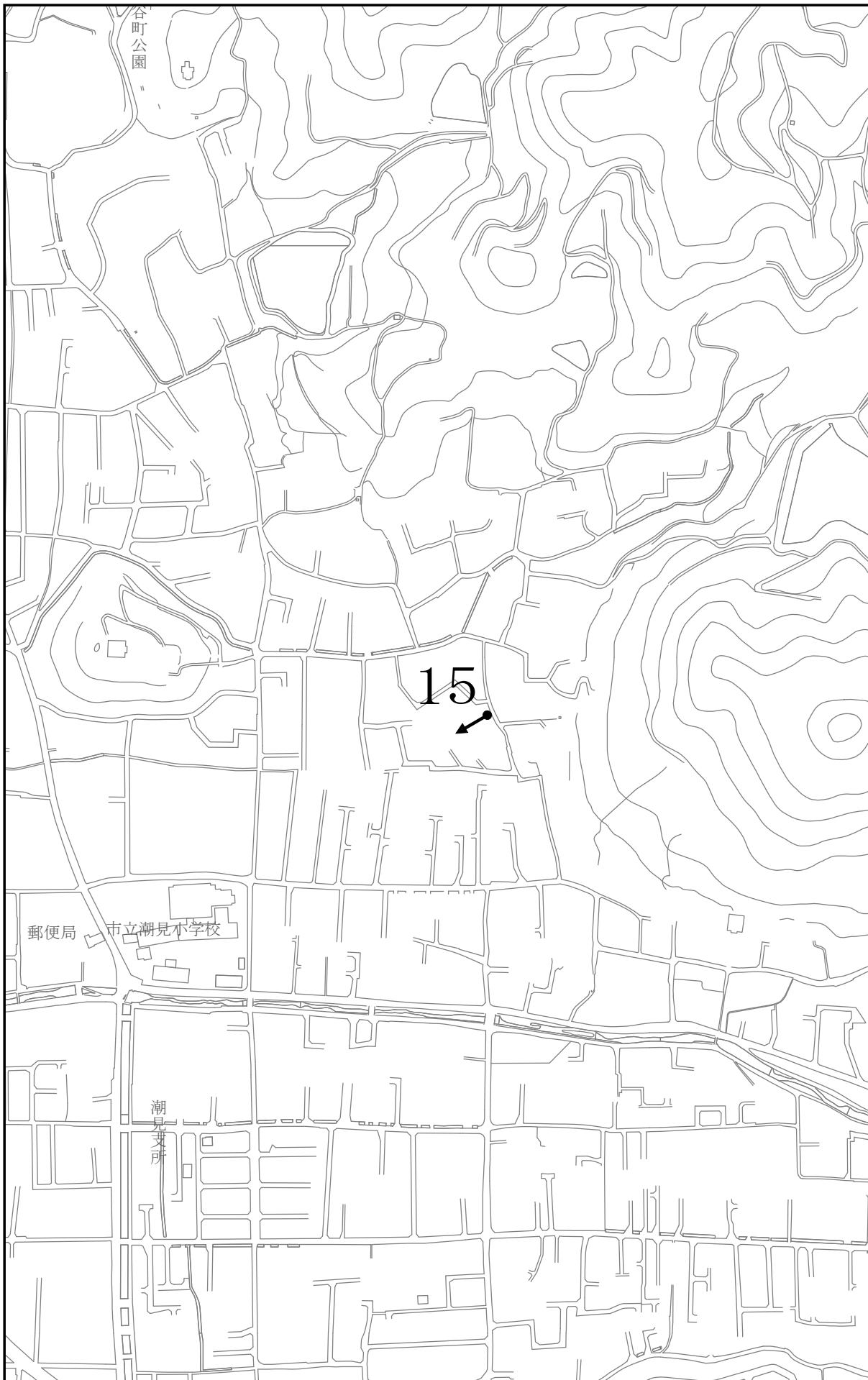
市立南第二中学校

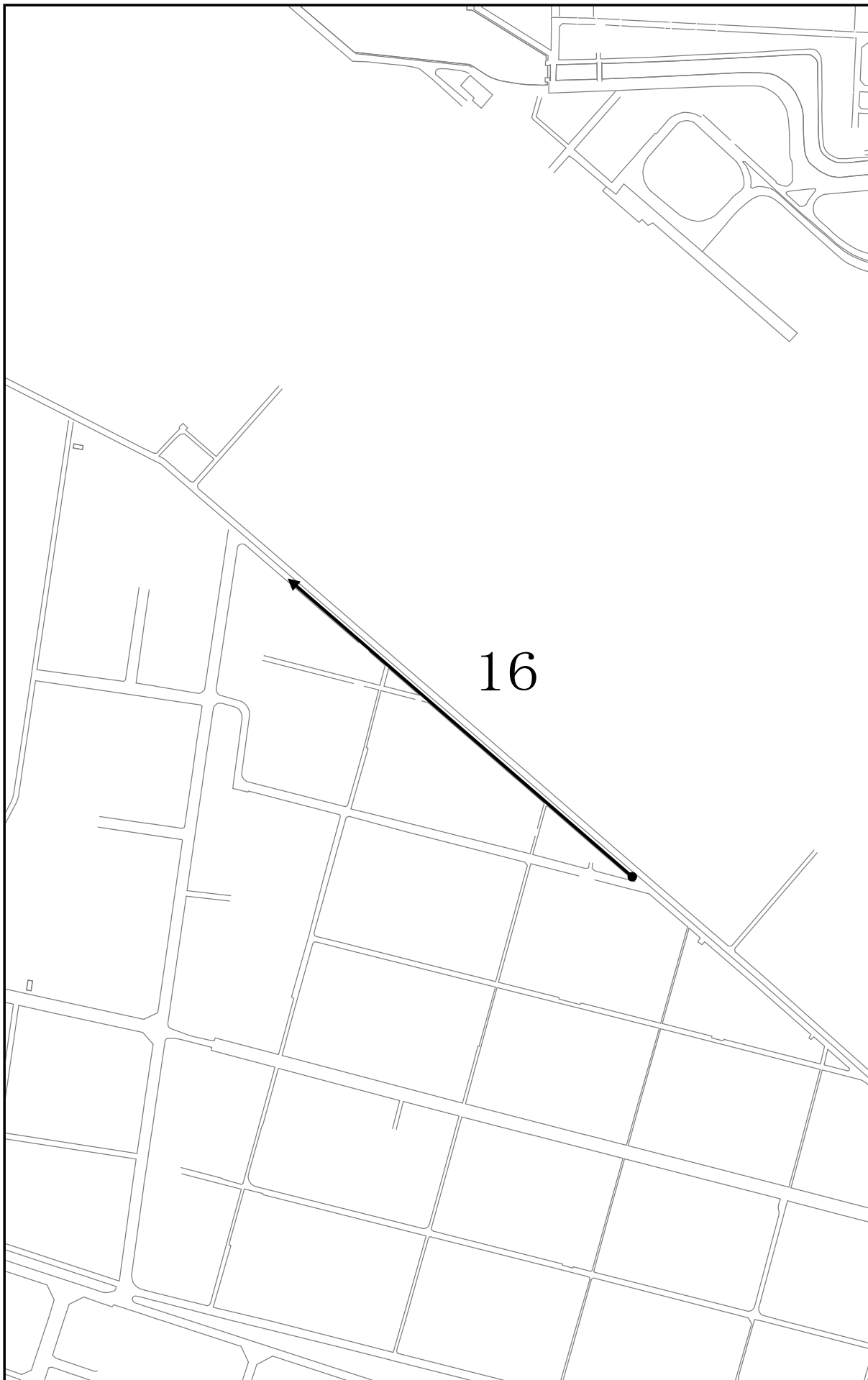
グラウンド

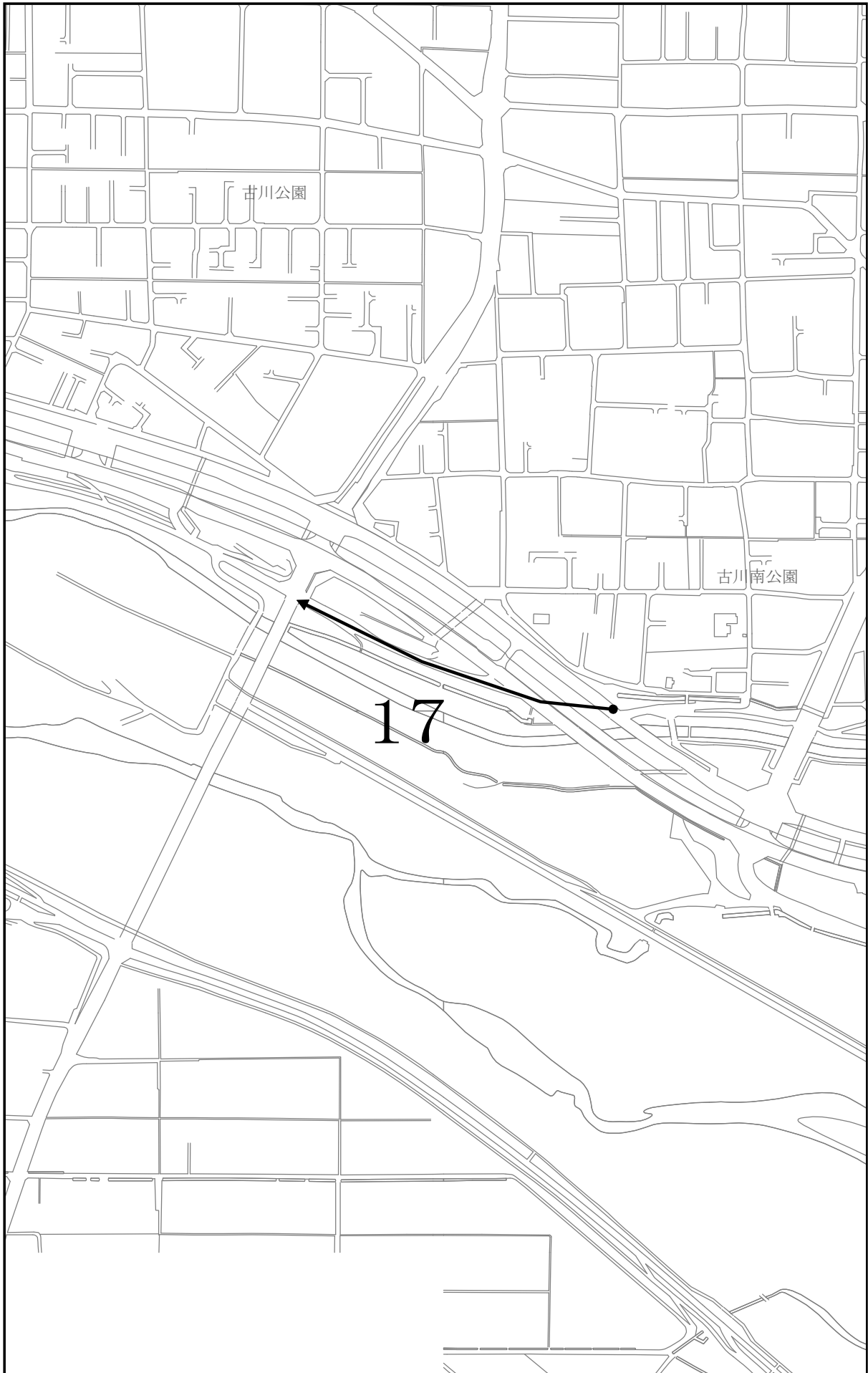
市立南第二中学校

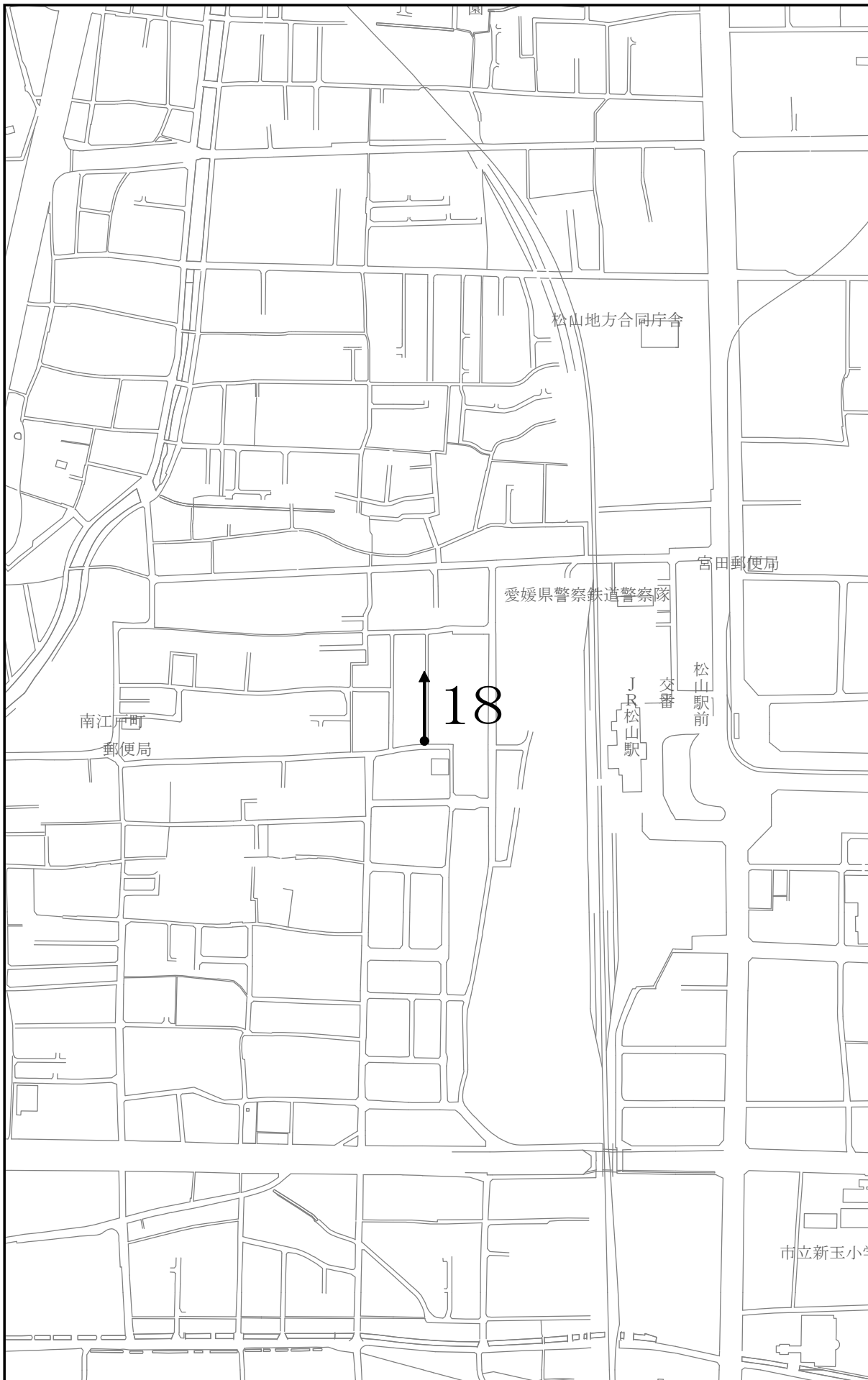












図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 生 石 3 0 3 号 線	松山市 南吉田町 2723番1地先	松山市 南吉田町 2742番1地先	4.1 ～ 4.1	164.1
2	市 道 石 井 5 5 7 号 線	松山市 古川南三丁目 1220番4地先	松山市 古川南三丁目 844番5地先	6.1 ～ 10.5	196.1
3	市 道 雄 郡 2 1 4 号 線	松山市 土居田町 282番1地先	松山市 土居田町 282番9地先	4.3 ～ 8.9	73.3
4	市 道 新 玉 9 9 号 線	松山市 南江戸六丁目 1375番1地先	松山市 南江戸六丁目 1375番3地先	4.3 ～ 11.4	39.3
5	市 道 清 水 1 6 7 号 線	松山市 山越二丁目 甲12番1地先	松山市 山越二丁目 甲12番3地先	4.3 ～ 8.7	37.3
6	市 道 桑 原 3 0 0 号 線	松山市 東野五丁目 甲786番1地先	松山市 東野五丁目 甲786番7地先	4.3 ～ 9.3	55.0
7	市 道 味 生 3 1 0 号 線	松山市 南斎院町 1317番12地先	松山市 南斎院町 1317番20地先	4.8 ～ 9.7	76.7
8	市 道 垣 生 2 1 5 号 線	松山市 東垣生町 57番1地先	松山市 東垣生町 57番6地先	4.3 ～ 9.6	32.1
9	市 道 堀 江 2 5 7 号 線	松山市 福角町 甲1570番7地先	松山市 福角町 甲1570番5地先	4.3 ～ 8.3	27.0
10	市 道 余 土 2 6 8 号 線	松山市 余戸南四丁目 1747番3地先	松山市 余戸南四丁目 1747番11地先	4.3 ～ 8.7	45.2
11	市 道 小 野 2 4 6 号 線	松山市 南梅本町 甲1313番3地先	松山市 南梅本町 甲1313番7地先	4.3 ～ 9.0	47.5
12	市 道 石 井 5 5 8 号 線	松山市 土居町 1052番1地先	松山市 土居町 1052番15地先	5.0 ～ 9.5	31.9
13	市 道 北 条 2 7 号 線	松山市 北条辻 539番1地先	松山市 北条辻 539番3地先	4.3 ～ 9.9	29.4
14	市 道 久 枝 2 9 2 号 線	松山市 久万ノ台 851番4地先	松山市 久万ノ台 858番地先	4.3 ～ 8.9	54.2
15	市 道 潮 見 1 4 5 号 線	松山市 谷町 甲1番6地先	松山市 谷町 甲1番11地先	4.3 ～ 8.8	27.2

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1 6	市 道 生 石 1 8 2 号 線	松山市 南吉田町 742番6地先	松山市 南吉田町 2742番1地先	4.1 ～ 4.1	412.0
1 7	市 道 石 井 2 6 7 号 線	松山市 古川南三丁目 849番1地先	松山市 古川南三丁目 1220番4地先	4.0 ～ 10.5	322.1
1 8	市 道 新 玉 3 0 号 線	松山市 南江戸一丁目 533番5地先	松山市 南江戸一丁目 539番5地先	1.3 ～ 1.8	52.6